

株 主 各 位

横浜市西区みなとみらい四丁目6番2号
千代田化工建設株式会社
代表取締役会長 大河 一 司

第93回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第93回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月22日（火曜日）までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】

インターネット等による議決権行使に際しましては、22頁～23頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。

敬 具

記

- | | |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 2021年6月23日（水曜日）午前10時
（なお、受付開始時刻は午前9時を予定しております。） |
| 2. 場 所 | 横浜市西区みなとみらい四丁目6番2号
みなとみらいグランドセントラルタワー11階 当社講堂 |

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第93期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第93期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案 取締役の報酬制度改定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権行使書とともに代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。なお、代理人は、当社定款の定めにより、議決権を有する当社株主様1名とさせていただきます。

◎当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.chiyodacorp.com/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表

②計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

従いまして、本定時株主総会招集ご通知の提供書面は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.chiyodacorp.com/>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、経営基盤の安定、財務体質の強化等、今後の当社グループにおける事業展開を総合的に勘案し、当期の期末配当につきましては、誠に遺憾ながら普通株式は無配とさせていただき、A種優先株式は当社定款及び発行要項に従い配当を実施したいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社優先株式1株につき金20円78銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は3,636,500,000円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2021年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、経営の透明性及び実効性を向上させ、コーポレートガバナンスの更なる強化を図るため、相談役制度を廃止いたしたいと存じます。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 27 条 (省略)	第 1 条～第 27 条 (現行どおり)
<u>(相談役)</u> <u>第28条 本会社に相談役を置くことができる。相談役は、取締役会の決議により委嘱する。</u>	(削除)
第 <u>29</u> 条～第 <u>36</u> 条 (省略)	第 <u>28</u> 条～第 <u>35</u> 条 (現行どおり)

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（7名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会において検討がなされ、全ての候補者について適任であるとの意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

【候補者一覧】

候補者番号	氏 名	当社における地位、担当	取締役在任年数 (本株主総会 終結時点)
1	さん とう まさ じ 再任 山 東 理 二	代表取締役社長 COO 兼 CSO	4 年
2	たる たに こう じ 再任 樽 谷 宏 志	代表取締役専務執行役員 CFO 兼 財務本部長	2 年
3	かざ ま つね のり 再任 風 間 常 則	取締役	2 年
4	まつ なが あい いち ろう 再任 松 永 愛 一 郎	取締役	2 年
5	た なか のぶ お 再任 田 中 伸 男 社外 独立	取締役	6 年
6	さかき だ まさ かず 新任 榊 田 雅 和		—
7	いし かわ まさ お 新任 石 川 正 男	顧問	—
8	まつ かわ りょう 新任 松 川 良 社外 独立		—

番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の種類及 びその数
1	さんとうまさじ 山東理二 (1957年10月21日生) 	1981年 4 月 三菱商事株式会社入社 2009年 4 月 智利三菱商事会社社長 2012年 4 月 三菱商事株式会社執行役員、智利三菱商事会社社長 2012年 7 月 三菱商事株式会社執行役員、環境・インフラ事業本部長 2013年 6 月 当社取締役（2016年6月退任） 2013年 7 月 三菱商事株式会社執行役員 インフラ事業本部長 兼 環境事業本部長 2015年 4 月 同社執行役員、インフラ事業本部長 2016年 4 月 同社執行役員、中南米統括 2017年 4 月 当社副社長執行役員 2017年 6 月 当社代表取締役社長 2019年 6 月 当社代表取締役社長 COO 兼 CSO（現任）	普通株式 100,454株
<候補者とした理由> 山東理二氏は、智利三菱商事会社社長、三菱商事株式会社執行役員などを歴任し、2013年6月から3年間当社の社外取締役を務めるなど、当社及び当社グループの事業にも精通しており、2017年6月に当社代表取締役社長に就任いたしました。そのグローバルな職務経験や知見を活かし、2019年5月に当社の再生計画を策定・遂行してまいりました。今後も同計画の遂行をリーダーとして進め、企業価値向上に資する者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。			
2	たるとにこうじ 樽谷宏志 (1962年 5 月13日生) 	1986年 4 月 株式会社三菱銀行入行 2012年12月 株式会社三菱東京UFJ銀行法人リスク統括部長 兼 コンプライアンス統括部部長（特命担当） 2014年 5 月 株式会社三菱東京UFJ銀行監査部与信監査室長 2016年 4 月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 監査部部長（特命担当） 兼 株式会社三菱東京UFJ銀行監査部与信監査室長 2016年 9 月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 法務部長 兼 株式会社三菱東京UFJ銀行法務部長 2019年 6 月 当社顧問 2019年 6 月 当社代表取締役専務執行役員 CFO 2019年 7 月 当社代表取締役専務執行役員 CFO 兼 財務本部長（現任）	普通株式 30,356株
<候補者とした理由> 樽谷宏志氏は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 監査部部長（特命担当）及び法務部長並びに株式会社三菱東京UFJ銀行監査部与信監査室長及び法務部長などを歴任しております。その財務やリスクマネジメントなど幅広い知見を取締役として活かし、当社の発展と企業価値向上に資する者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。			

番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の種類及 びその数
3	かざ ま つね のり 風 間 常 則 (1951年 2 月28日生) 	1976年 4 月 当社入社 2005年 9 月 当社RGX6 Project Manager 2014年 3 月 当社 Jangkrik FPU Project Project Sponsor 2016年 9 月 当社 Yamal LNG Project Project Sponsor 2018年 5 月 当社 Tangguh LNG Project Project Director 2019年 1 月 当社エネルギープロジェクト事業本部 特別推進部 2019年 6 月 当社取締役（現任）	普通株式 14,806株
<候補者とした理由> 風間常則氏は、Jangkrik FPU Project及びYamal LNG ProjectのProject Sponsorや、Tangguh LNG ProjectのProject Directorを歴任し、当社の様々なプロジェクトを責任者として統括してまいりました。そのプロジェクト運営・遂行の豊富な実績とグローバルな専門的知見を取締役として活かし、当社の発展と企業価値向上に資する者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			
4	まつ なが あい いち ろう 松 永 愛 一 郎 (1963年 3 月14日生) 	1986年 4 月 三菱商事株式会社入社 2013年 5 月 同社新エネルギー・電力事業本部 重電機輸出部長 2014年 4 月 伯国三菱商事会社社長（サパ・ウ） 兼 三菱商事株式会社中南米統括補佐 2017年 4 月 同社理事、中南米統括（サパ・ウ） 兼 伯国三菱商事会社社長 2018年 4 月 三菱商事株式会社執行役員 中南米統括 兼 伯国三菱商事会社社長 2019年 4 月 三菱商事株式会社常務執行役員 産業インフラグループCEO（現任） 2019年 6 月 当社取締役（現任）	普通株式 0株
<候補者とした理由> 松永愛一郎氏は、三菱商事株式会社に入社後、同社新エネルギー・電力事業本部 重電機輸出部長や、伯国三菱商事会社社長を務め、インフラ、発電、新エネルギーなど幅広い事業分野に精通しております。現在は、同社常務執行役員産業インフラグループCEOも務めており、そのグローバルな経営全般に関する経験や知見を活かし当社の発展と企業価値向上に資する者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			

番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の種類及 びその数
5	た な か のぶ お 田 中 伸 男 (1950年 3月 3日生) 	1973年 4 月 通商産業省（現経済産業省）入省 1991年 10月 経済協力開発機構 科学技術工業局長 1995年 6 月 通商産業省産業政策局 産業資金課長 1998年 6 月 外務省 在アメリカ合衆国日本大使館公使 2000年 6 月 独立行政法人経済産業研究所 副所長 2002年 1 月 経済産業省通商政策局 通商機構部長 2004年 7 月 経済協力開発機構 科学技術産業局長 2007年 9 月 国際エネルギー機関 事務局長 2012年 6 月 帝人株式会社 社外監査役 2013年 6 月 イテック株式会社 社外監査役（現任） 2015年 4 月 公益財団法人笹川平和財団 理事長 2015年 6 月 当社社外取締役（現任） 2016年 12月 公益財団法人笹川平和財団 会長	普通株式 0株
＜選任理由及び期待される役割の概要＞ 田中伸男氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、国際エネルギー機関事務局長として培われたエネルギー分野における豊富な経験、また世界的視野での知見等を活かし客観的かつ専門的視点から当社経営を監督していただいております。今後も同様の役割を期待するため、引き続き社外取締役候補者いたしました。			
※ 6	さかき だ まさ かず 榊 田 雅 和 (1958年11月11日生) 	1981年 4 月 三菱商事株式会社 入社（重機部） 2001年 2 月 米国三菱商社会社（ニューヨーク） 2006年 4 月 三菱商事株式会社プラント・産業機械事業本部 重機エリートマネージャー 2012年 4 月 同社 機械グループCEOオフィス（経営計画担当） 兼 機械グループCIO 2013年 4 月 同社 執行役員 イント三菱商社会社社長 兼 アジア・大洋州統括補佐（南西アジア）（ニューヨーク） 2017年 4 月 同社常務執行役員 コーポレート担当役員 チーフ・コンプライアンス・オフィサー、緊急危機対策本部長 2017年 6 月 同社代表取締役常務執行役員 コーポレート担当役員 チーフ・コンプライアンス・オフィサー、緊急危機対策本部長 2021年 4 月 同社取締役（現任）	普通株式 0株
＜候補者とした理由＞ 榊田雅和氏は、三菱商事株式会社プラント・産業機械事業本部 重機エリートマネージャー、同社機械グループCEOオフィス（経営計画担当）、コーポレート担当役員などを歴任され、プロジェクト管理に精通しており、海外における豊富な知見、経営における幅広い実績を活かし、当社の企業価値向上に資する者として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。			

番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の種類及 びその数
※ 7	いし かわ まさ お 石 川 正 男 (1956年 8月21日生) 	1980年 4 月 当社入社 2011年 4 月 当社 ガス・LNGプロジェクト設計本部長 2013年 4 月 当社執行役員 技術本部長代行 2015年 4 月 当社常務執行役員 技術本部長 2020年 4 月 当社専務執行役員 技術本部長 2021年 4 月 当社顧問（現任）	普通株式 67,763株
<候補者とした理由> 石川正男氏は、ガス・LNGプロジェクト設計本部長及び技術本部長を歴任し、2015年4月に当社常務執行役員に就任、2020年4月に当社専務執行役員に就任し、様々なプロジェクトを技術部門の責任者として統括してまいりました。その専門的知見やグローバルな経験を取締役として活かし、当社の発展と企業価値向上に資する者として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。			
※ 8	まつ かわ りょう 松 川 良 (1955年 2月23日生) 	1979年 4 月 東京芝浦電気株式会社（現株式会社東芝）入社 2007年 4 月 同社電力システム社 技術管理部 部長 2011年 1 月 株式会社東芝 府中事業所 所長 2013年 6 月 同社電力システム社 経営変革統括責任者 2014年 6 月 東芝プラントシステム株式会社 代表取締役社長	普通株式 10,000株
<選任理由及び期待される役割の概要> 松川良氏は、エネルギー業界での豊富な知見と東芝プラントシステム株式会社代表取締役社長を務められた経験を活かし、社外取締役として客観的かつ専門的視点から当社経営を監督していただけるものと判断し、社外取締役候補者となりました。			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。なお、今後の個別取引において利害関係が生じるような場合については慎重に対処いたします。
3. 各候補者の所有する当社株式の数は、当社役員持株会における持分を含んでおります（1株未満切捨表示）。
4. 当社は、田中伸男氏を、株式会社東京証券取引所の定め及び当社の社外取締役の独立性判断基準（13頁ご参考）に基づく独立役員として届け出ておりますが、同氏の選任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。なお、同氏が社外監査役を務めるイテック株式会社と、当社との間に取引等の関係はございません。
5. 当社は、松川良氏の選任が承認された場合、株式会社東京証券取引所の定め及び当社の社外取締役の独立性判断基準（13頁ご参考）に基づく独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。
6. 田中伸男氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって6年となります。
7. 当社は、風間常則、松永愛一郎及び田中伸男の各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合には、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
8. 石川正男及び松川良の両氏の選任が承認され、両氏が非業務執行取締役に就任した場合には、当社は両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
9. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く）。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
10. COO・・・Chief Operating Officer
CSO・・・Chief Sustainability Officer
CFO・・・Chief Financial Officer
CEO・・・Chief Executive Officer
CIO・・・Chief Information Officer

第 4 号議案 監査等委員である取締役 1 名選任の件

監査等委員である取締役 北本高宏氏は、本株主総会終結の時をもって辞任いたします。
つきましては、新たに監査等委員である取締役 1 名の選任をお願いいたしたいと存じます。
なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

【候補者一覧】

氏 名	当社における地位、担当	監査等委員である 取締役在任年数 (本株主総会 終結時点)
とり い しん 吾 新任	顧問	—

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の種類及 びその数
※ 鳥 居 真 吾 (1967年 6 月 3 日生) 	1990年 4 月 三菱商事株式会社入社 2012年 6 月 株式会社マルン コーポレート経理部長 2016年 4 月 三菱商事株式会社 化学品グループ 管理部長 2019年 4 月 同社総合素材・石油・化学管理部長 2021年 4 月 当社顧問（現任）	普通株式 0株
<候補者とした理由> 鳥居真吾氏は、株式会社マルン コーポレート経理部長、三菱商事株式会社 化学品グループ 管理部長及び同社総合素材・石油・化学管理部長を歴任されていることから、リスクマネジメント、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、専門的・経営的視点からの監査を通し、当社の経営の健全性確保に貢献していただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。		

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。なお、今後の個別取引において利害関係が生じるような場合については慎重に対処いたします。
3. 鳥居真吾氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く）。鳥居真吾氏が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】 独立社外取締役の独立性判断基準

当社は、多様な視点から、取締役会の適切な意思決定と経営監督の実現を図るため、高い見識に基づく客観的かつ専門的な視点を持つ者から社外取締役（会社法第2条第15号に定める要件を満たす者）を選任する。この社外取締役の独立性について、当社は、（株）東京証券取引所の定める独立性に関する判断要素を基礎として、以下のいずれの項目にも該当しない場合には独立性を有すると判断する。

1. 主要な取引先

- (1) 当社を主要な取引先とする者（注1）またはその業務執行者
- (2) 当社の主要な取引先（注2）またはその業務執行者

2. 専門家

当社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家またはその団体に属している者

3. 主要株主

当社の主要株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者

4. 寄付先

当社が年間1,000万円を超える寄付を行っている先またはその業務執行者

5. 過去要件

過去10年間に於いて、上記1から4のいずれかに該当していた者

6. 近親者

次に掲げる者の配偶者または二親等以内の親族

- (1) 上記1から5のいずれかに該当する者
- (2) 当社またはその子会社の取締役、執行役員または重要な使用人（注3）

7. 前各号のほか、当社と利益相反関係が生じるなど、独立性を有する社外取締役としての職務を果たすことができない特段の事情を有している者

当社取締役会は、この判断基準の下、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として指名するよう努める。

注1：「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%相当額または1億円以上のいずれか高い方の支払を当社から受けた者をいう。

注2：「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%相当額以上の取引のあった者または直近事業年度における当社の連結総資産の2%相当額以上を当社に融資している者をいう。

注3：「重要な使用人」とは、本部長以上の使用人をいう。

ご参考：本定時株主総会・取締役会後の取締役・監査等委員（予定）のスキル・経験

氏名	本定時株主総会・取締役会後の 地位及び役職（予定）	性別	スキル・経験				
			経営	財務 会計	法務・ コンプライ アンス	海外経験	プロジェク ト経験・ 技術知見
榊 田 雅 和	代表取締役会長 CEO兼CWO	男性	●		●	●	●
山 東 理 二	代表取締役社長 COO兼CSO	男性	●			●	●
樽 谷 宏 志	代表取締役専務執行役員 CFO	男性	●	●	●	●	
風 間 常 則	取締役	男性				●	●
石 川 正 男	取締役	男性				●	●
松永愛一郎	取締役	男性	●			●	●
田 中 伸 男	社外取締役	男性				●	●
松 川 良	社外取締役	男性	●		●		●
鳥 居 真 吾	取締役 (常勤監査等委員)	男性		●	●		
奈良橋美香	社外取締役 (監査等委員)	女性			●		
伊 藤 尚 志	社外取締役 (監査等委員)	男性	●	●		●	●

第5号議案 取締役の報酬制度改定の件

2016年6月23日開催の2015年度定時株主総会において、当社の監査等委員以外取締役の報酬額については職責に対応した基本報酬として年額3億円以内、毎期の成果に対応した業績連動報酬として、親会社株主に帰属する当期純利益や配当金の水準といった定量的な要素に加えて経営目標の達成度などの定性的な要素を考慮し、年額2億円以内かつ親会社株主に帰属する当期純利益の額の1%以内として運用すること、長期的な業績向上に連動した自社株式取得目的報酬として年額9千万円以内、当社の監査等委員である取締役の報酬額については、職責に対応した基本報酬として年額84百万円以内（以下、本議案において、これらを総称して「現行の報酬制度」という。）とすることをそれぞれご承認いただき今日に至っておりますが、この度現行の報酬制度を見直し、新たな報酬制度（以下、「本制度」という）を導入することについてご承認をお願いするものであります。

本制度の導入は、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的としたものであり、導入は相当であると考えております。

1. 取締役報酬枠の改定

新たに定める監査等委員以外取締役の報酬制度につきましては、現行の報酬制度で定めております基本報酬の考え方として、職責に対応する固定報酬のみならず、基本報酬の一部に個人の評価を反映させるものとし、自社株式取得目的報酬につきましては業績連動型株式報酬に変更することとします。

（業績連動型株式報酬につきましては、次項にてご説明いたします）

新たな報酬制度は以下の区分となります。なお、社外取締役の報酬は固定報酬のみとします。

※現行の報酬制度からの変更点は下線部分

役職	区分（名称）	報酬の考え方	金額
取締役 （監査等委員を除く）	基本報酬	職責に対応及び 個人の評価に連動	年額2億90百万円以内とします。 （うち社外取締役分は年額30百万円以内）
	業績連動報酬	親会社株主に帰属する当期純利益 や配当金の水準といった定量的な 要素をもって、毎期の成果に対応	
	業績連動型 株式報酬	中長期の業績向上に連動	・当社が拠出する金員の上限は年 額70百万円以内とします。 ・取締役に対して交付及びその売 却代金が給付される株式数の上 限は年240,000株以内としま す。 ※当初の対象期間は、2022年3月 31日で終了する事業年度から 2024年3月31日で終了する事 業年度までの3事業年度
監査等委員	基本報酬	職責に対応	年額60百万円以内とします。

現在の監査等委員以外の取締役は7名（うち2名が社外取締役）、監査等委員である取締役は3名ですが、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役1名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員以外の取締役は8名（うち社外取締役2名）、監査等委員である取締役は3名となります。

2. 対象取締役に対する業績連動型株式報酬の導入

新たに当社の対象取締役（非業務執行取締役および国内非居住者を除く。以下本議案において同じ。）に対して、当社株式を報酬として交付する株式報酬制度（以下「本株式報酬制度」という。）の導入をお願いするものであります。

なお、本議案の承認可決を条件として、自社株式取得目的報酬を新たに支給しないものとします。

(1) 本株式報酬制度の概要

本株式報酬制度は、当社が拠出する取締役の報酬額を原資として、当社株式が信託を通じて取得され、役位および業績目標の達成度等に応じて取締役に付与されるポイントに相当する当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）を行う株式報酬制度です。（詳細は下記(2)以降のとおり。）

①本株式報酬制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者	当社の取締役 (非業務執行取締役および国内非居住者を除く。)
②本株式報酬制度の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
取締役に対する交付等の対象とする当社株式の取得のために当社が拠出する金員の上限（下記(2)の通り。)	・ 年額70百万円以内 (当初の対象期間である3事業年度に対しての上限は210百万円) (当初の対象期間は2022年3月31日で終了する事業年度から2024年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度) ※本信託の継続時は70百万円に新たな対象期間の年数を乗じた金額 (新たな対象期間は本株式報酬制度継続時点での中期経営計画に対応する年数)
当社株式の取得方法（下記(2)の通り。)	・ 年240,000株以内 (当初の対象期間である3事業年度を対象として取締役に交付等が行われる当社株式等の数の総数の上限交付株式数は720,000株) ・ 上記の上限交付株式数の1事業年度あたりの平均である240,000株の当社発行済株式総数（2021年3月31日時点。自己株式控除後。）に対する割合は約0.06%

②本株式報酬制度の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社株式の取得方法（下記（2）の通り。）および取締役へ交付等が行われる当社株式等の数の上限（下記（3）の通り。）	・本株式報酬制度に伴う当社株式は、株式市場または当社（自己株式処分）から取得 ※本信託の継続時は240,000株に新たな対象期間の年数を乗じた金額 （新たな対象期間は本株式報酬制度継続時点での中期経営計画に対応する年数）
③業績達成条件の内容（下記（3）の通り。）	・業績目標の達成度等に応じて変動し、達成度を評価する指標は、親会社株主に帰属する当期純利益等を採用
④取締役に対する当社株式等の交付等の時期（下記（4）の通り。）	原則として、退任時 ただし、本株式報酬制度を通じて取得した当社株式は、退任後1年が経過するときまで継続保有する

（2）当社が拠出する金員の上限

本株式報酬制度は、連続する3事業年度（当初は、2022年3月31日で終了する事業年度から2024年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度）を対象とします（本株式報酬制度の対象とする期間を、以下「対象期間」という。）。

当社は、対象期間において、70百万円に当該対象期間の年数を乗じた金額（当初の対象期間である3事業年度に対しては210百万円）の信託金を拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者として対象期間に相当する期間の信託（以下「本信託」という。）を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。当社は、対象期間中、取締役に対するポイント（下記（4）の通り。）の付与を行い、取締役の退任後（ただし、取締役が死亡した場合は死亡後、以下同じ。）に付与ポイント累積値（以下「累積ポイント数」という。）に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、その時点の中期経営計画に対応する年数が新たな対象期間となり、本信託の信託期間も当該新たな対象期間と同一期間延長します。当社は、延長された信託期間ごとに、70百万円に当該新たな対象期間の年数を乗じた額の範囲内で追加拠出を行う予定です。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイントに相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額70百万円に当該新たな対象期間の年数を乗じた額の範囲内とします。

また、各本信託の信託期間の満了時で信託契約の変更および追加信託を行わない場合に、受益者要件を満たす可能性のある取締役が在任している場合には、それ以降、取締役に対するポイントの付与は行われませんが、当該取締役が退任し、当該取締役に対する当社株式等の交付等が完了するまで、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(3) 取締役が交付等を受ける当社株式等の数の算定方法および上限

取締役に対して交付等が行われる当社株式等の数は、役位および業績目標の達成度等に基づき毎年一定の時期に付与されるポイントにより定まります。

1 ポイント＝当社普通株式1株とし、本信託内の当社株式について、信託期間中に株式の分割・株式の併合等によって増加または減少した場合、当社は、その増加または減少の割合に応じて、交付等が行われる当社株式の数を調整いたします。

本信託の信託期間中に取締役に対して付与されるポイント数の上限は、240,000ポイントに対象期間の年数を乗じたポイント数とし、本信託の信託期間中に取締役が本信託から交付等を受けることができる当社株式等の数の上限は、当該上限ポイント数に相当する株式数とします（以下「上限交付株式数」という。）。そのため、3事業年度を対象とする当初の対象期間中に対応する上限交付株式数は、720,000株（1ポイントにつき当社株式1株の場合）となります。上限交付株式数は、上記（2）の当社が拠出する金員の上限を踏まえて、株価の推移を参考に設定しています。なお、上記（2）により本信託の継続が行われた場合、延長された信託期間における上限交付株式数は、240,000ポイントに新たな対象期間の年数を乗じたポイント数に相当する株式数とします。

(4) 取締役に対する当社株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を充足した取締役は、当社の取締役を退任した時点における累積ポイントに相当する数の当社株式の交付を本信託から行うものとします。このとき、当該取締役は、累積ポイント数の一定の割合に相当する数の当社株式（単元未満株式は切上げ）について交付を受け、残りのポイントに相当する数の当社株式については本信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、本株式報酬制度を通じて取得した当社株式は、退任後1年が経過するまで継続保有するものとします。

(5) クローバック制度等

対象取締役に重大な不正・違反行為等が発生した場合、当該取締役に対し、本株式報酬制度における交付予定株式の受益権の没収（マルス）ならびに交付した株式等相当の金銭の返還請求（クローバック）ができるものとします。

(6) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

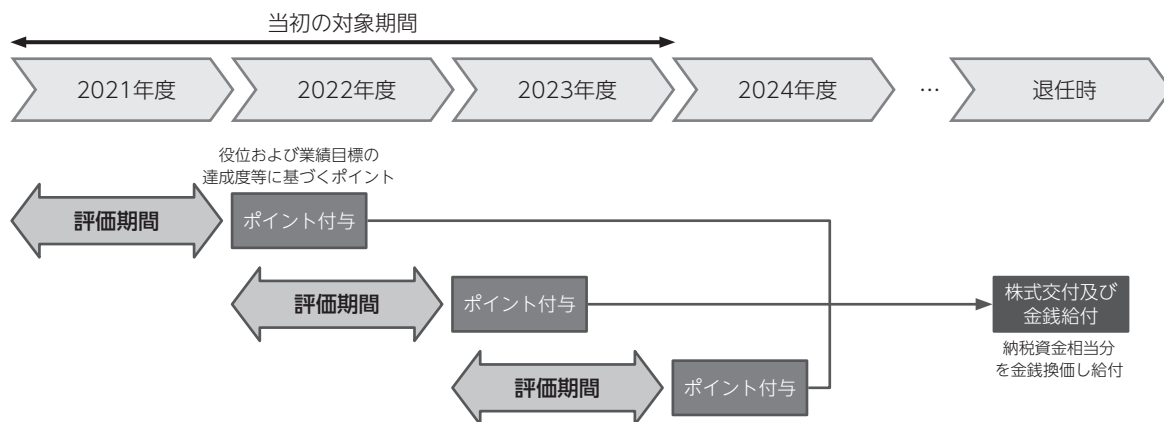
(7) その他の本株式報酬制度の内容

本株式報酬制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

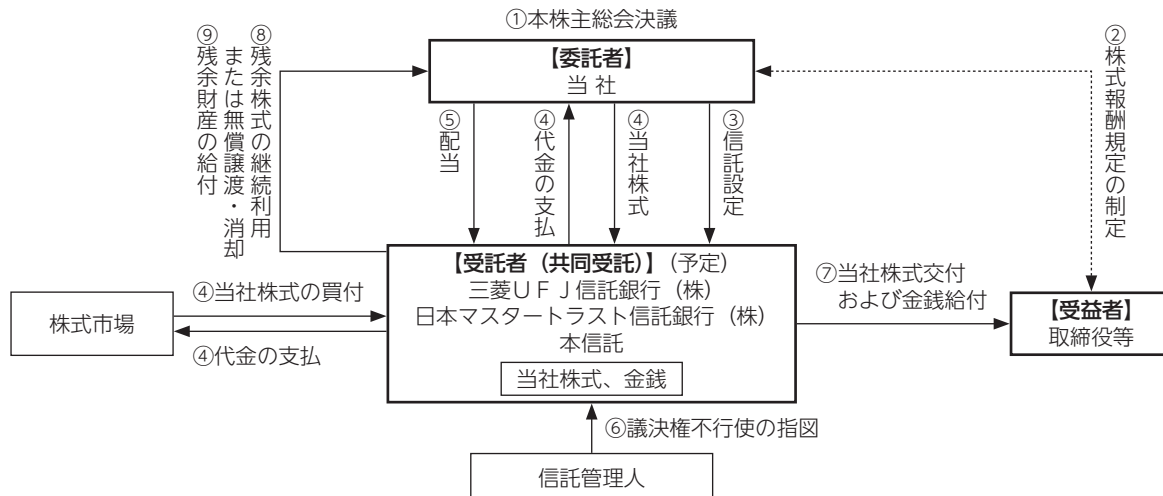
なお、上記とは別途、当社と委任契約を締結している執行役員（国内非居住者を除く。以下「委任型執行役員」という。）も本株式報酬制度の対象といたします。委任型執行役員に対する交付等の対象とする当社株式等の取得のための信託金を本信託に拠出し、本信託においては、取締役に対して交付等を行う当社株式に加えて、委任型執行役員に対する報酬として交付等を行う当社株式を、勘定を分けて管理いたします。

(ご参考) 業績連動型株式報酬制度の概要

【株式交付イメージ】



【本信託の仕組み】（2021年5月7日付適時開示「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」より一部抜粋）



- ①当社は、本株式報酬制度の導入に関して、本株主総会において承認決議を得ます。
- ②当社は、取締役会において、本株式報酬制度の内容にかかる株式交付規定を制定します。
- ③当社は、①における本株主総会の承認決議の範囲内で金銭を信託し、受益者要件を充足する対象取締役及び委任型執行役員（以下「取締役等」という。）を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。
なお、本信託が取得する株式数は、①における本株主総会の承認決議の範囲内とします。
- ⑤本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦信託期間中、当社の株式報酬規定に従い、役員および業績目標の達成度等に応じて、毎年一定の時期に取締役等にポイントが付与されます。また、取締役等は、受益者要件を満たした場合に、付与されたポイント数の一定の割合に相当する当社株式の交付を受け、残りのポイント数に相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑧業績目標の未達等の理由により信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本株式報酬制度またはこれと同種の新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得した上で、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨本信託の終了時、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

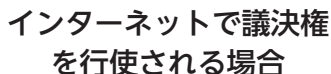
以上



書面（郵送）で議決権を
行使される場合

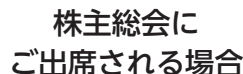
行使期限

2021年6月22日（火曜日）
午後4時36分到着分まで



行使期限

2021年6月22日（火曜日）
午後4時36分入力完了分まで



日 時

2021年6月23日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

第1、2、4、5号議案

- 賛成の場合 >> **「賛」** の欄に○印
- 反対する場合 >> **「否」** の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。機関投資家の皆様は、株式会社CJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使ウェブサイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社が指定する三菱UFJ信託銀行の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2021年6月22日（火曜日）午後4時36分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら次頁に記載のヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

インターネットによる議決権行使方法については次頁をご確認ください。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

<<機関投資家の皆様へ>>

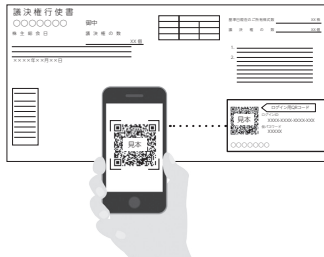
当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運用する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

以 上

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 スマートフォンで議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.muft.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。

「新しいパスワード」を入力

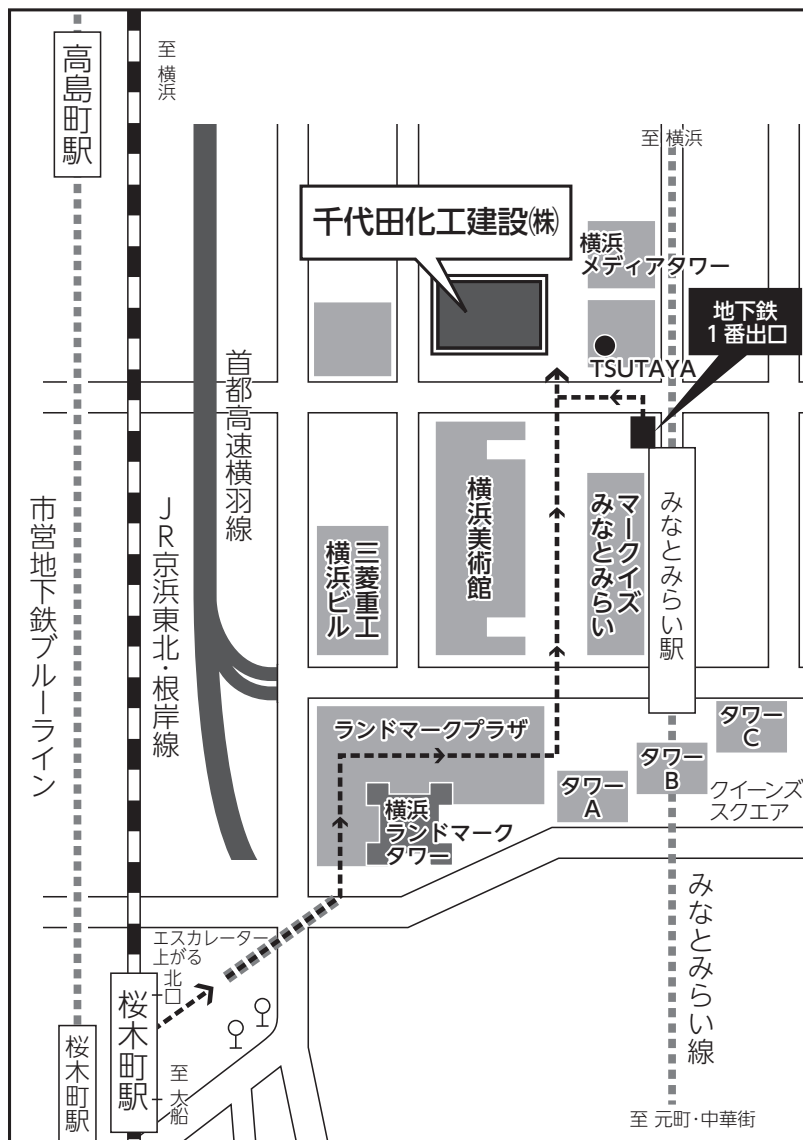
「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる
議決権行使に関するお問合せ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会会場のご案内



日 時

2021年6月23日（水曜日）午前10時
（受付開始：午前9時予定）

会 場

横浜市西区みなとみらい四丁目6番2号
みなとみらいグランドセントラルタワー11階
当社講堂

交 通

最寄り駅：みなとみらい線「みなとみらい」駅

1 番出口（グランモール口）から徒歩2分

他駅からのアクセス：

J R「桜木町」駅から 徒歩約18分

市営地下鉄「桜木町」駅から 徒歩約20分



第93期 報告書

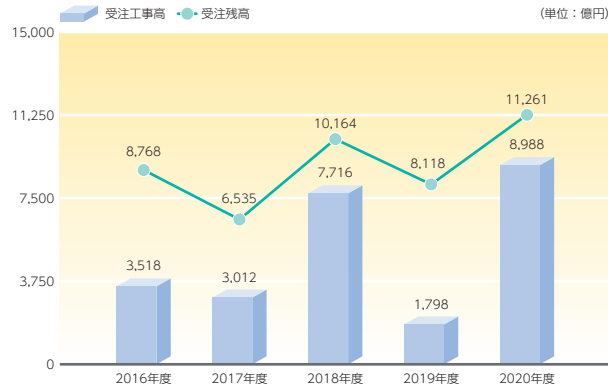
2020年4月1日～2021年3月31日

千代田化工建設株式会社

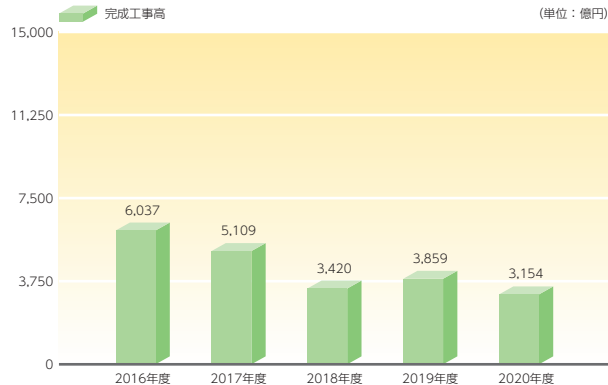
証券コード6366

財務ハイライト

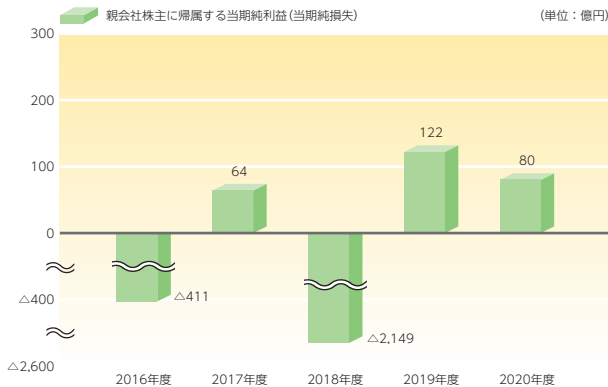
受注工事高／受注残高



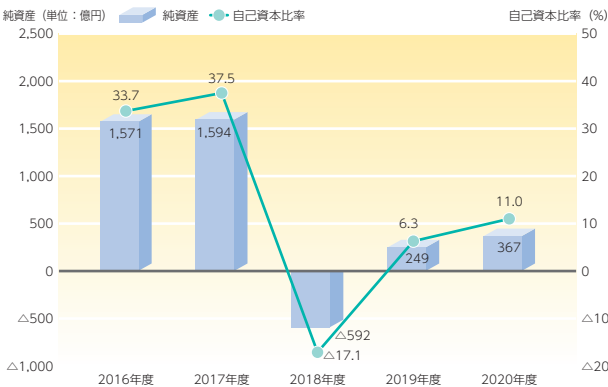
完成工事高



親会社株主に帰属する当期純利益



純資産／自己資本比率



目次

●株主の皆様へ／経営理念・経営ビジョン	1
●事業報告	2
●連結計算書類	19
●連結計算書類に係る会計監査人の監査報告	21
●計算書類	22
●計算書類に係る会計監査人の監査報告	24
●監査等委員会の監査報告	25
●トピックス	26

株主の皆様へ



代表取締役会長 代表取締役社長
Chief Executive Officer Chief Operating Officer
大河 一司 山東 理二

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
ここに、当社グループの第93期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の概況についてご報告申しあげます。

当期は、北米でのLNGプラント建設の2案件を完工するとともに、カタール国のLNG大型増産プロジェクトを新規受注し、当社の中核ビジネスであるLNG事業において、順調な成果を上げることができました。

一方、事業モデル・ポートフォリオの変革も着実に進んでおり、脱炭素社会の実現に向けて、2020年12月にはブルネイ・川崎間での世界初の「国際間水素サプライチェーン実証運転」を成功裏に収めました。また、日本国内では、中部圏水素利用協議会への参画をはじめ、水素の需要拡大と安定的な利用のためのサプライチェーン構築を目指し検討を開始しています。さらにデジタル技術、炭素循環や医薬ライフサイエンス分野においても技術開発を進めると同時に、プラント運転支援システムの商業利用、CO₂回収実証設備の完工や原薬製造工場の受注など、新たな成果を上げています。

新型コロナウイルス感染症拡大や、経済活動における様々な制約が続いた厳しい事業環境ではありますが、「遂行案件の確実な収益確保」と共に、「水素・炭素循環・新ユーティリティ事業への注力による2050年カーボンニュートラルの実現」等、当社の経営理念である「エネルギーと環境の調和」に役員一同、邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

なお、普通配当につきましては、繰越剰余金の水準を考慮し当期も誠に遺憾ながら無配とさせていただきます、優先配当につきましては、発行時に定めた所定の条件による配当を実施いたしたく、ご理解を賜りますようお願い申しあげます。

敬具

経営理念

総合エンジニアリング企業として、英知を結集し研鑽された技術を駆使してエネルギーと環境の調和を目指して事業の充実を図り、持続可能な社会の発展に貢献する。

千代田化工建設グループでは、この経営理念のもとに全社員が企業活動に従事し、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会など、すべてのステークホルダーから信頼され、共感していただける企業グループ経営を目指していきます。

経営ビジョン—千代田化工建設グループが目指す姿

私たち千代田化工建設グループは、技術と情熱でエネルギーと地球環境の未来を創る、新しいリーディングエンジニアリングカンパニーを目指します。

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の拡大とそれに伴う世界経済の停滞が続いており、持ち直しの動きがみられるものの、先が見通せない状況が今後も続くと思込まれます。

こうした状況の中、当社グループは、従業員及び関係先の健康と安全を最優先し、顧客と協力して必要な対応を速やかにとりながら手持ちプロジェクトを遂行しています。

中期経営計画「再生計画～再生と未来に向けたビジョン～」に即して、引き続きプロジェクトの全ステージにおけるリスクマネジメントを徹底するとともに、2020年4月にエネルギープロジェクト事業統括下に建設本部を設立して工事及びコミッシングの機能の強化を図り、EPC(設計・調達・建設)遂行管理力の強化を進めています。財務面では、2020年6月に開催した株主総会において決議された資本金及び資本準備金の額の減少、並びに剰余金の処分により、当社単体の累積損失(2020年3月末現在1,354億94百万円)を解消し、財務体質を改善しました。人財の高度化・拡充については、人財開発に関わる統一的な指針として人財開発基本方針を策定し、業務遂行力と組織経営力を兼ね備えた人財の開発を進めています。

さらに、2020年4月に健康経営宣言を制定し、従業員の健康保持・増進のための施策を実行するとともに、働き方改革の推進により、生産性の向上を図っています。

当社は中期経営計画で脱炭素化社会への移行を成長の機会と捉え、その実現に向けた様々な取り組みを経営の重点施策に位置付けてきました。2020年12月に発表された日本政府のグリーン成長戦略により、脱炭素化社会を目指す機運はさらに高まっています。当社はグリーンエネルギーや地球環境分野のビジネス展開及びデジタルトランスフォーメーションを加速し、「エンジニアリング価値の再定義」の取り組みを進めながら、持続的な成長に向けて事業ポートフォリオと収益構造の変革を進めています。

当連結会計年度の連結受注工事高は8,988億34百万円(前連結会計年度比399.8%増)、連結完成工事高は3,153億93百万円(同18.3%減)であった結果、連結受注残高は1兆1,260億72百万円(前連結会計年度末比38.7%増)となりました。新型コロナウイルス感染症の拡大が想定以上に長引いたこと、新規案件のいくつかで最終投資決定が遅れたこと、進捗が不透明な案件の資産化見積費用を追加償却したこと等により、完工総利益は200億61百万円(前連結会計年度比53.2%減)となりました。一方、販売費及び一般管理費については、中期経営計画「再生計画～再生と未来に向けたビジョン～」に掲げた固定費削減施策の着実な遂行により前連結会計年度比29億87百万円削減した結果、営業利益は70億15百万円(同73.8%減)、経常利益は84億62百万円(同54.6%減)となりました。また、一部の海外連結子会社において、税制改正による法人税等の還付を見込んだこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益は79億93百万円(同34.4%減)となりました。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響については、遂行中案件全般に影響が出ているというわけではなく、案件毎に異なる状況です。一部案件では進捗等に影響が見られるものの、大半の案件は想定内で遂行中であり、コスト削減や増益を達成できている案件もあります。なお、当連結会計年度の連結財務諸表においては、同作成時点で見込まれる合理的な影響額を積算し、工事進捗度計算の基礎となる工事原価総額に織り込んだうえで、完成工事高及び完成工事原価を計上しています。

当社の報告セグメントであるエンジニアリング事業の概況は、次のとおりです。

[エネルギー分野]

(LNG・その他ガス関係)

海外では、カタール、米国、インドネシア、ナイジェリアでLNG(液化天然ガス)プラントのEPC(設計・調達・建設)業務を遂行中です。カタールでは年産800万トンのLNGプラント4系列の増設案件であるカタール国 North Field East LNG輸出基地案件(NFEプロジェクト)を受注し、設計業務を開始しました。米国では、キャメロンLNGプロジェクトは全系列において商業生産を開始しています。ゴールデンパスLNGプロジェクトではEPC業務を遂行中です。ナイジェリアのLNGプロジェクトではパートナーが実施する設計のレビューなどの技術的なサポート業務を遂行中です。その他ガス分野では、カタールの当社グループ会社がLNG・ガス処理プラントの改造・改修案件に係る複数の業務を遂行中です。

国内では、当社が建設したLNG受入基地の増強・改造・改修や火力発電所向けガス供給設備の新設、地震・津波災害対策工事等のEPC業務を遂行中です。

(石油・石油化学・金属関係)

海外では、米国メキシコ湾岸でエチレン生産プラントのEPC業務、マレーシアで残油流動接触分解装置のEPCC(設計・調達・建設・試運転)業務を遂行中です。

国内では、石油会社向けに、製油所の競争力強化、設備更新及び船舶燃料硫黄分規制への対策を目的とした既設設備改修工事、耐震補強等の国土強靱化基本法対応の検討業務などを遂行中です。

金属資源分野においては、国内にてポリプロピレン重合用触媒製造工場のEPC業務を遂行中です。引き続き需要が堅調である金属資源分野における受注拡大に向けて取り組んでいきます。

[地球環境分野]

(医薬・生化学・一般化学関係)

医薬・生化学分野では、塩野義製薬株式会社向け遺伝子組換えタンパク質によるワクチン原薬製造設備は1ラインを完工しました。引き続き更に1ラインの増設及び付帯設備のEPC業務を遂行中です。さらに、バイオ医薬品原薬製造工場の基本設計業務を遂行中です。医薬品合成原薬製造設備は完工しました。EPC業務以外では、シオノギファーマ株式会社と医薬品原薬・中間体の連続生産技術の開発・検討を協力して進めています。

一般化学分野では、高機能材製造設備及び水素化石油樹脂生産設備を完工しました。また、カーボンリサイクル技術の確立に向けて、産学官連携でCO₂の回収・資源化やCO₂を原料とするパラキシレン製造についての研究開発に取り組んでいます。さらに、顧客の廃プラスチックのリサイクル事業について基本設計業務を遂行しています。

植物工場分野では、業界における大手生産・運営事業者であるMIRAI株式会社と業務提携による体制強化を図り、商業設備の導入推進に取り組むとともに、カタール大学向けに実証設備納入業務を遂行中です。

(環境・新エネルギー・インフラ関係)

環境分野では、インドで環境規制強化により石炭火力発電所への排煙脱硫設備の導入が進む中、当社のCT-121排煙脱硫プロセスが複数の案件に活用されています。

国内では、火力発電所の燃焼廃ガスからCO₂を分離・回収・貯蔵する(CCS)実証設備のEPC業務を完了し運転継続中です。また、石炭火力発電所向けの排煙脱硫設備のEPC業務を遂行中です。

新エネルギー分野では、世界最大級の蓄電池システム建設、複数の太陽光発電設備(メガソーラー)建設、木質ペレットを燃料とする国内最大級のバイオマス発電所建設に係るEPC業務を遂行するとともに、今後大きなマーケットが予測される洋上風力発電分野への参入を検討しています。

炭素循環社会実現に向けた取り組みを一層強化するため、2020年12月に当社、三菱商事株式会社、米国Blue Planet社の3社で協業契約を締結し、排ガス等に含まれるCO₂を原料にして、コンクリート原料である骨材を製造する技術の開発とその事業化を推進します。

「次世代水素サプライチェーンの事業化に向けた実証プロジェクト」は、2020年12月に実証運転を完了し、当社のSPERA水素技術(MCH-LOHC法)の商業規模へのスケールアップが可能であることを実証しました。今後、需要拡大に見合うコスト低減を一層図り、2020年代半ば以降の準商用化や商用化を通して、2050年を目標にしたカーボンニュートラルに貢献していきます。この取り組みの一環として、「中部圏水素利用協議会」に参画、中部圏における水素の需要拡大と安定的な利用のためのサプライチェーン構築を目指し、水素の大規模利用の可能性検討を開始しています。また、シンガポールでは当社技術の安全性が高く評価され、三菱商事株式会社と当社はシンガポールの民間5社と当社技術を用いた水素の輸入利用・事業化の検討を継続して推進しています。

[デジタル技術革新分野]

デジタルトランスフォーメーション分野では、革新的デジタルプロダクト展開、デジタルEPC推進、業務プロセス革新の3つの取り組みを進めています。

革新的デジタルプロダクト展開では、エンジニアリングの知見とデジタルAI技術を融合させ、顧客のプラントの資産価値を最大化するための高度デジタルプロダクトを開発し、EFEXIS®ブランドで提供しており、国内外のプラントで導入を進めています。

デジタルEPC推進では、EPC遂行管理力の進化に向けて、AWP(Advanced Work Packaging)適用のためのシステムを開発し、遂行プロジェクトに順次適用しています。また、当社がエンジニアリング事業で培った知見及びプラント空間設計の基本思想と株式会社ArentのCAD技術・最適化技術を融合させて、プラントの基本設計業務のうち空間設計にかかる工程の80%程度を削減し、従来の約5倍の速度で三次元モデルの作成を可能とする革新的な設計システムを開発しました。このシステムをプラントエンジニアリング業界に提案するため、2020年8月に当社及び株式会社Arentの共同出資により株式会社PlantStreamを設立し、世界中のプラントオーナーやEPCコントラクターなどへの販売を進めています。

業務プロセス革新では、デジタルAI技術を活用し20%の業務効率改善を目指す活動「Target20」により全社デジタル化を推進しています。また、当社子会社の千代田システムテクノロジーズ株式会社のIT部門を分社化のうえ、IT大手のTIS株式会社との共同出資会社であるTIS千代田システムズ株式会社を2020年10月1日に設立し、当社グループのIT基盤を強化しています。

(事業分野別受注工事高・完成工事高・受注残高)

(単位：百万円)

区 分		受注工事高		完成工事高		受注残高	
		当連結会計年度	前年同期比	当連結会計年度	前年同期比	当連結会計年度末	前年同期比
1 エンジニアリング事業		898,125 (99.9%)	401.6%増	314,684 (99.8%)	18.3%減	1,126,072 (100.0%)	38.7%増
エ ネ ル 分 野 I	(1) LNGプラント関係	782,809 (87.1%)	1,100.7%増	104,839 (33.2%)	41.6%減	956,187 (84.9%)	119.3%増
	(2) その他ガス関係	3,210 (0.3%)	39.8%減	11,274 (3.6%)	148.1%増	6,032 (0.5%)	57.5%減
	(3) 石油・石油化学・ 金属関係	51,180 (5.7%)	19.6%減	123,740 (39.2%)	3.8%減	59,601 (5.3%)	75.5%減
	(4) 医薬・生化学・ 一般化学関係	50,148 (5.6%)	163.4%増	26,718 (8.5%)	7.2%増	43,285 (3.9%)	115.7%増
地 球 分 環 野 境	(5) 環境・新エネルギー・ インフラ関係	6,504 (0.7%)	67.0%減	44,066 (14.0%)	11.1%増	58,755 (5.2%)	39.2%減
	(6) その他	4,271 (0.5%)	29.7%減	4,044 (1.3%)	48.8%減	2,209 (0.2%)	4.8%増
2 その他の事業		708 (0.1%)	9.1%減	708 (0.2%)	9.1%減	— (—)	—
総 合 計		898,834 (100.0%)	399.8%増	315,393 (100.0%)	18.3%減	1,126,072 (100.0%)	38.7%増
国 内		103,765 (11.5%)	8.3%増	146,084 (46.3%)	9.8%増	135,190 (12.0%)	24.7%減
海 外		795,069 (88.5%)	846.5%増	169,308 (53.7%)	33.0%減	990,881 (88.0%)	56.7%増

(注) 1. 当連結会計年度末受注残高を算出するにあたっては、前連結会計年度以前に受注した工事の契約変更等による減額分及び外貨建契約に関する為替換算修正に伴う増減額の合計を加味しております。

2. 表中()内は構成比を示します。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は32億54百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、三菱商事フィナンシャルサービス株式会社（三菱商事株式会社の完全子会社）との総額900億円の借入契約において、100億円分の借入実行を行い、2021年3月31日付で借入実行期限を2021年3月末から2021年6月30日へ延長しました。

(4) 対処すべき課題

当社は、2019年5月9日開催の取締役会において、第三者割当による優先株式発行及び資金の借入に関して決議し、三菱商事株式会社及び株式会社三菱UFJ銀行との間で、同日付で再生支援の枠組みについての基本合意書及び三菱商事株式会社との間で株式引受契約書を締結し、財務及び事業基盤の強化を実現するとともに、新たな中期経営計画「再生計画～再生と未来に向けたビジョン～」を策定しました。その後の、脱炭素化社会・水素社会への移行の加速、LNGを含む低炭素エネルギー及び再生可能エネルギーの更なる普及といった当社を取り巻く事業環境の大きな変化や、そのような変化を捉えた重要顧客の戦略見直し及び当社にとっての新たな市場機会の成長を踏まえて、2021年5月7日開催の取締役会においてアップデートをし、既存事業の深化と新規事業探索・深耕の双方を進めることとしています。

当社グループが遂行中の大型案件については、カメルンLNGの全系列が商業運転を開始し、タングーLNG案件、米国ヨセミテ・エチレン案件、米国ゴールデンパスLNG案件では、それぞれ完工に向けて建設工事を鋭意遂行中であり、NFEプロジェ

クトでは、設計・調達業務が本格化しています。一方、フロンティアビジネス本部では、「クリーンテックをコアとした炭素循環ビジネス」、「分散化・データ時代のユーティリティビジネス」そして「未解決の技術課題へのソリューションをコアとした医薬・ライフサイエンスビジネス」を3つの事業の柱として掲げています。同本部では、主として当社独自技術に基づく水素チェーン事業の商業化、二酸化炭素を有価物資源として有効活用する当社及び他社技術の商業化、分散化した電源と多様化したエネルギー需要を当社知見とデジタル技術で結びつけて最適なエネルギーをサービスとして提供するシステムとビジネスモデルの構築、そして、再生医療発展の鍵となる細胞培養工程に関わる新技術の商業化などを進めています。

デジタルトランスフォーメーション本部においても、自らAI技術・データ解析への造詣を深め、人材も育成しながら、もともと当社の持つプラントエンジニアリングの技術・知見と融合させる形で、主に石油・ガス業界におけるプラント操業の最適化・自律化に貢献するデジタルプロダクトを創り出しています。また、当社グループ自身のIT基盤も、時代に合った速度で成長と進化をさせるため、当社子会社の千代田システムテクノロジー株式会社のIT部門を分社化のうえ、IT大手のTIS株式会社との共同事業を開始しました。さらに、プラント空間設計の業務効率化に向けて、当社が持つプラントエンジニアリングの経験、設計思想と、株式会社Arentが持つCAD技術、最適化技術とを融合させ、世界中のプラントオーナーやEPCコントラクターなどに向けて新たなシステムを提案する新会社「株式会社PlantStream」を設立し、折半出資での共同運営を開始しました。

人材の高度化・拡充については、人材開発に係る統一的な指針としての人材開発基本方針を策定し、同方針を基に、業務遂行力と組織経営力を兼ね備えた人材集団を組成し、中長期視点から全体最適での人材開発を実現するための人事制度の改定を進めています。

また、再生計画の実現に向け、社員一人ひとりの仕事への意識変革を目的に、責任感、社会価値、リスクマネジメントや人材の価値といった、日頃の個々人の行動指針となる新たな基本理念を定めるとともに、多面的なアプローチによりこれを浸透させ、企業文化を内側から変革し、自発的・自律的・永続的な成長の実現を目指しています。

当社グループを取り巻く環境として、新型コロナウイルス感染症の拡大については、いまだ収束の目処が立っていませんが、当社グループ従業員及び関係先の健康と安全を最優先としつつ、顧客や業務委託先等との面談の制約、調達品の製作及び輸送の遅れ、工事監督者の派遣や現場作業者の動員への制限等、遂行中案件への影響を最小限に抑えるべく、顧客や業務委託先等と協議を行いながら対応を進めています。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	90期 2017年4月～ 2018年3月	91期 2018年4月～ 2019年3月	92期 2019年4月～ 2020年3月	93期 2020年4月～ 2021年3月
受 注 工 事 高 (百万円)	301,214	771,559	179,836	898,834
完 成 工 事 高 (百万円)	510,873	341,952	385,925	315,393
営業利益又は営業損失 (△) (百万円)	△12,330	△199,795	26,789	7,015
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△10,100	△192,998	18,644	8,462
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	6,445	△214,948	12,177	7,993
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	24.89	△830.02	40.94	22.76
純 資 産 (百万円)	159,418	△59,154	24,943	36,747
1株当たり純資産 (円)	608.41	△232.13	△182.07	△143.94
総 資 産 (百万円)	420,337	352,341	385,051	329,583

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式数を除外した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産は、自己株式数を除外した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第91期連結会計年度の期首から適用しており、第90期連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社に親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	議決権比率	主要な事業内容
千代田工商株式会社	横浜市	150百万円	100%	各種産業用設備等の設計・建設・メンテナンス、保険業等
千代田システムテクノロジー株式会社	横浜市	334百万円	100%	各種産業用機械設備に関する電気・計装・制御の設計・調達・建設・メンテナンス（含資材供給）及び社会インフラ設備に係る各種事業等
千代田テクノエース株式会社	横浜市	300百万円	100%	医薬品・研究施設等の各種産業用設備に関する設計・建設等
千代田ユーテック株式会社	横浜市	66百万円	100%	エネルギー・環境全般の技術的コンサルティング事業、人材派遣業、アウトソーシング事業等
アロー・ビジネス・コンサルティング株式会社	横浜市	50百万円	100%	財務・会計・税務に関するコンサルティング及び業務受託等
千代田フィリピン・コーポレーション	フィリピン	151百万 フィリピンペソ	100%	各種産業用設備等の設計等
千代田オセアニア・ピーティーワイ・リミテッド	オーストラリア	2.5百万 豪ドル	100%	各種産業用設備等の設計・建設等
ピー・ティー・千代田インターナショナル・インドネシア	インドネシア	55百万 米ドル	100% (0.03%)	各種産業用設備等の設計・建設等
千代田シンガポール・プライベート・リミテッド	シンガポール	13百万 シンガポールドル	100%	各種産業用設備等の設計・建設等
千代田マレーシア・センドリアン・ベルハッダ	マレーシア	1百万 マレーシアリンギット	100% (79.5%)	各種産業用設備等の設計・建設等
千代田サラワク・センドリアン・ベルハッダ	マレーシア	118百万 マレーシアリンギット	100%	各種産業用設備等の設計・建設等
千代田タイランド・リミテッド	タイ	4百万 タイバーツ	82% (16%)	各種産業用設備等の設計・建設等
千代田&パブリック・ワークス・カンパニー・リミテッド	ミャンマー	5.5百万 米ドル	60%	各種産業用設備等の設計・建設等
千代田アルマナ・エンジニアリング・エルエルシー	カタール	4.5百万 カタールリヤル	49%	各種産業用設備等の設計・建設等
千代田インターナショナル・コーポレーション	米 国	339百万 米ドル	100%	各種産業用設備等の設計・建設等

(注) 1. 議決権比率の()内は、間接所有割合を内数で記載しております。

2. 千代田アルマナ・エンジニアリング・エルエルシーは、議決権比率は100分の50以下ですが、実質的に支配しているため子会社としたものです。

3. アローヘッド・インターナショナル株式会社は、清算終了したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しています。

なお、重要な関連会社の状況は次のとおりです。

会社名	所在地	資本金	議決権比率	主要な事業内容
エル・アンド・ティー・千代田リミテッド	インド	90百万 インドルピー	50%	各種産業用設備等の設計等
千代田ペトロスター・リミテッド	サウジアラビア	7百万 サウジリヤル	49%	各種産業用設備等の設計・建設等
TIS千代田システムズ株式会社	横浜市	100百万円	34%	統合ITシステムのコンサルティング・開発・運用等
株式会社PlantStream	東京都中央区	100百万円	50%	空間自動設計システムPlantStream®の開発、販売

(注) 当社子会社である千代田システムテクノロジー株式会社は、2020年10月1日を効力発生日として、ITに関する事業をTIS千代田システムズ株式会社に継承させる新設分割を行いました。なお、同日に当社所有のTIS千代田システムズ株式会社の株式660株をTIS株式会社に譲渡し、同社は当社の持分法適用会社となりました。

③ 重要な資本業務提携の状況

相手先	契約内容
三菱商事株式会社	資本業務提携契約

(7) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

総合エンジニアリング事業（ガス、電力、石油、石油化学、一般化学、医薬品等の設備並びに公害防止・環境改善・保全及び災害防止用等の設備に関するコンサルティング、計画、設計、調達、施工、試運転及びメンテナンス等、石油・天然ガスその他鉱物資源の開発、関連事業に対する投融資）

(8) 主要な営業所及び事業所（2021年3月31日現在）

- ① 国内営業所：横浜、大阪
- ② 国内事業所：苫小牧、新潟、神栖、市原、川崎、富士、富山、知多、四日市、堺、山陽小野田、倉敷、沖縄
- ③ 海外事業拠点：中国、フィリピン、オーストラリア、インドネシア、シンガポール、マレーシア、タイ、
（主要関係会社所在地含む） ミャンマー、インド、アラブ首長国連邦、カタール、サウジアラビア、モザンビーク、ナイジェリア、ヴェネズエラ、イタリア、オランダ、英国、フランス、米国
- ④ 研究開発センター：横浜

(9) 従業員の状況（2021年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数（名）	合計（名）
エンジニアリング事業	3,479 [677]	4,174 [680]
その他の事業	695 [3]	

- （注）1. 従業員数は、当社及び重要な子会社（当社グループ）の就業人員数であります（関連会社の就業人員は含みません）。従業員数にはグループ外から当社グループへの出向者を含み、当社グループからグループ外への出向者は除いております。
2. 臨時従業員は、[]内に年間の平均雇用人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数（名）	前年度末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
1,591 [436]	0	41.4	12.9

- （注）1. 従業員数は、執行役員、顧問・参与・フェロー並びに外国人・期限付嘱託及び当社から他社への出向者を除き、嘱託及び他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2. 臨時従業員は、[]内に年間の平均雇用人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先（2021年3月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	30,000百万円
三菱商事フィナンシャルサービス株式会社	10,000百万円
株式会社みずほ銀行	4,000百万円
株式会社三井住友銀行	1,000百万円

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 1,000,000,000株
 A種優先株式 175,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 260,324,529株（単元株式数100株）
 A種優先株式 175,000,000株（単元株式数1株）
- (3) 株主数 普通株式 43,494名（前年度末比8,750名増）
 A種優先株式 1名

(4) 大株主（上位10名）

① 普通株式

株主名	持株数	持株比率
三菱商事株式会社	86,931千株	33.57%
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	9,033	3.49
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	4,274	1.65
千代田化工建設持株会	3,769	1.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,502	0.97
楽天証券株式会社	2,500	0.97
明治安田生命保険相互会社	2,265	0.88
千代田共栄会	1,926	0.74
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,840	0.71
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	1,808	0.70

（注）持株比率は、自己株式（1,357,723株）を控除して計算しております。

② A種優先株式

株主名	持株数	持株比率
三菱商事株式会社	175,000千株	100%

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2021年3月31日現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
大 河 一 司	代表取締役会長 CEO 兼 CWO	
山 東 理 二	代表取締役社長 COO 兼 CSO	
樽 谷 宏 志	代表取締役専務執行役員 CFO 兼 財務本部長	
風 間 常 則	取締役	
松 永 愛 一 郎	取締役	三菱商事株式会社 常務執行役員
田 中 伸 男	取締役	イノテック株式会社 社外監査役
山 口 博	取締役	一般財団法人 関東電気保安協会 理事長 公益財団法人 東電記念財団 理事長
北 本 高 宏	取締役 常勤監査等委員	
奈良橋 美 香	取締役 監査等委員	弁護士
伊 藤 尚 志	取締役 監査等委員	三菱UFJトラストシステム株式会社 代表取締役会長

- (注) 1. 2020年6月25日開催の第92回定時株主総会終結の時をもって、小林幹生氏は取締役を任期満了により退任いたしました。
2. 田中伸男及び山口博の両氏は社外取締役であります。また、奈良橋美香及び伊藤尚志の両氏は、監査等委員である社外取締役であります。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、北本高宏氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、田中伸男、山口博、奈良橋美香及び伊藤尚志の各氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
5. 監査等委員である取締役北本高宏氏は、三菱商事株式会社の海外子会社におけるCFOを歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を風間常則、松永愛一郎、田中伸男、山口博、北本高宏、奈良橋美香及び伊藤尚志の各氏と締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下「D&O保険」という。）契約を当社取締役及び執行役員等を被保険者として締結しており、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く）。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。
8. CEO、CWO、COO、CSO及びCFOはそれぞれ以下の略称となります。
CEO…Chief Executive Officer
CWO…Chief Wellness Officer
COO…Chief Operating Officer
CSO…Chief Sustainability Officer
CFO…Chief Financial Officer

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

	人数	基本報酬	業績連動報酬	自社株式取得 目的報酬
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	6 名 (2)	121百万円 (20)	8 百万円 (-)	18 百万円 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 (3)	42 (18)	(非該当)	(非該当)

(注) 上記の人数には、2020年6月25日開催の第92回定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である取締役1名を含め、当事業年度に係る報酬があった役員の人数を示しています。

② 報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員報酬制度は、業績との連動強化、株主の皆様との価値共有、業績向上に対する意欲や士気向上を図ることを狙いとし、2016年6月23日開催の2015年度定時株主総会決議により、以下の1及び2記載のとおりご承認をいただいております。（当該総会にて選任された取締役：取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名、監査等委員である取締役3名）

また、2020年3月25日開催の取締役会において、下記1記載の事項及び下記3記載の事項を除く取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針について決議し、2021年2月24日開催の取締役会において下記3記載の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針を決議しております。なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）

区分（名称）	報酬の考え方	報酬制度の概要
基本報酬	職責に対応	年額3億円以内とします。
業績連動報酬	毎期の成果に対応	親会社株主に帰属する当期純利益や配当金の水準といった定量的な要素に加え、経営目標の達成度などの定性的な要素を考慮し、年額2億円以内かつ親会社株主に帰属する当期純利益の額の1%以内にて運用します。 また、業績連動報酬等に係る業績指標は、親会社株主に帰属する当期純利益や配当金の水準といった定量的な要素に加え、経営目標の達成度などの定性的な要素といたします。当該指標を選択した理由は、業績との連動を強化し業績向上に対する意欲や士気向上を図るためであります。当社の業績連動報酬は、職位別の基準額に対して、上述の定量的・定性的要素を反映した係数を乗じたもので算定されております。
自社株式取得 目的報酬	長期的な業績 向上に連動	年額9千万円以内とします。監査等委員以外の取締役（社外取締役を除く。）は、役員持株会を通じて自社株式を取得します。

(注) 1. 社外取締役の報酬は基本報酬のみとします。

2. 基本報酬及び自社株式取得目的報酬については月例にて支給し、業績連動報酬は毎年一定の時期に支給することを、2020年3月25日取締役会で決議しております。

2. 監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の報酬額については、職責に対応した基本報酬として年額84百万円以内といたします。
なお、監査等委員である取締役の報酬は、その職務に鑑み、月額固定報酬である基本報酬のみといたします。

3. 取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針の概略

取締役の報酬は、基本報酬（月額固定報酬）と業績連動報酬と自社株式取得目的報酬をもって構成され、基本報酬（月額固定報酬）と業績連動報酬と自社株式取得目的報酬の割合は、業務執行に関わる各取締役が企業価値の向上を図るインセンティブとして適切に機能すると共に、企業価値向上への貢献度を適切に反映し得るように機能する、と判断される割合をもって設定します。

(3) 社外役員及び監査等委員である取締役に關する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社の関係

各兼職先と当社との間に特別の取引関係等はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役	田 中 伸 男	当事業年度開催の取締役会（全18回）の全回に出席し、エネルギー分野における専門的知見及び経験等を活かして、当社の経営全般にわたって必要な発言を行っており、多角的視点から意思決定の妥当性を確保するための適切な役割を果たしております。
社 外 取 締 役	山 口 博	当事業年度開催の取締役会（全18回）の全回に出席し、エネルギー業界での豊富な知見等を活かして必要な発言を行っており、多角的視点から意思決定の適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役 （監査等委員）	北 本 高 宏	当事業年度開催の取締役会（全18回）及び監査等委員会（全14回）の全回に出席し、また、常勤監査等委員として経営諮問会議などの社内主要会議に適宜出席し、必要な発言を行っており、経営の健全性を確保する役割を果たしております。 なお、監査等委員会においては、社内及び主要子会社の監査及び内部統制の状況について幅広く報告しております。
社 外 取 締 役 （監査等委員）	奈 良 橋 美 香	当事業年度開催の取締役会（全18回）及び監査等委員会（全14回）の全回に出席し、弁護士として、主として専門である法律の見地から、法律の趣旨の説明も交え、必要な発言を行っており、意思決定の適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社 外 取 締 役 （監査等委員）	伊 藤 尚 志	取締役就任（2020年6月25日）後の当事業年度開催の取締役会（全14回）及び監査等委員会（全10回）の全回に出席し、経営者経験を活かして、当社経営の監査等に必要発言を行っており、客観的かつ多角的視点から当社経営の妥当性を確保するための適切な役割を果たしております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

165百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

193百万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査体制を含む監査計画の内容及び監査時間・報酬単価などの報酬見積の算出根拠を確認すると共に、従前の年度における職務遂行状況、非監査業務の委託状況及び他社事例等も考慮し、検討した結果、会計監査人の報酬等が妥当であると判断し、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

4. 当社が監査公認会計士等に対して支払っている非監査業務の内容としましては、主に新収益認識基準適用にあたっての支援サービスについての対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は会計監査人である監査法人（以下「現会計監査人」といいます。）が、会社法第340条第1項各号に該当するときは、監査等委員全員の同意をもって現会計監査人を解任します。

この場合、監査等委員会は、併せて、必要に応じ一時会計監査人を選任し、監査等委員会が選定した監査等委員は、現会計監査人解任後最初に招集される株主総会において、現会計監査人を解任し、かつ一時会計監査人を選任した旨及びその理由を報告いたします。現会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる事由が発生した場合、又は現会計監査人の監査品質、監査実施の有効性及び効率性等を勘案し、現会計監査人の変更が必要と判断した場合には、監査等委員会は、現会計監査人の不再任及び新たな会計監査人の選任の議案を決定します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、株主総会において、現会計監査人を不再任とし、かつ新たな会計監査人を選任する旨及びその理由を報告いたします。

（注）2019年6月25日付で、監査等委員会にて上記のとおり決議されました。

5. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

《業務の適正を確保するための体制》

業務の適正を確保するための体制について、取締役会にて決定した当該体制（内部統制システムに関する基本方針）の要旨は、次のとおりであります。（最終改定 2021年3月31日）

【内部統制システムに関する基本的な考え方】

当社は、法令等に従い、業務の適正を確保するための内部統制システムを整備・運用する。内部統制強化のために内部統制運営委員会を設置し、同委員会が社内の調整・意見集約を行い、期末または必要と判断した時点で、代表取締役社長に対して内部統制に関する改善等の提言を行う。代表取締役社長は経営諮問会議を経てその提言を検討・承認し、取締役会が内部統制システムについて決定する。

【内部統制システムの整備状況の概要】

1. 法令等遵守体制

- (1) 当社は、国内外の法令等を遵守し企業倫理に則った業務遂行を行うことを最優先事項と位置付け、経営理念及び千代田グループ行動規範に従って事業活動を行う。加えて、持続的な成長と中長期的な企業価値に資することを目的とし、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針を定めるコーポレートガバナンス・ポリシーを制定し、企業活動の基本とするとともに実践に努める。取締役は自ら率先して範を示し、取締役会は取締役の職務執行の法令等遵守について監督を行う。
- (2) 法令等遵守体制の強化を図るために、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）及びコンプライアンス委員会を設置する。また、関連規定及びマニュアルの制定・各種研修の実施・関係情報の提供等を通じて役職員の意識徹底を図るほか、内部通報制度や相談窓口を整備しコンプライアンスの実効性を高める。なお、内部通報においては通報・相談したことを理由とした相談者または通報者に対する不利な取扱いを行わない。
- (3) 取締役会は、その意思決定の過程において、法律問題や経営判断手続などについて必要に応じて顧問弁護士等に確認を取り、客観性と透明性を高める。
- (4) 内部監査部門は、各部門における法令等の遵守の状況について監査を実施する。
- (5) 当社は、反社会的勢力には毅然と対峙し利益供与は行わない。反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、警察や顧問弁護士等の外部専門機関とも連携して組織的に対応する。

2. 情報保存管理体制

- (1) 当社は、取締役の職務の執行に係る情報の取り扱いに関し、文書管理・秘密情報管理に係る社内規定により対象文書・管理責任者・保存期間など基本的事項を定め、適切に保存及び管理を行う。
- (2) 取締役会や経営諮問会議等の重要な会議については、法令及び社内規定に基づいて議事録を作成の上、適切に保存及び管理を行う。

3. 損失危険管理体制

- (1) 当社は、全社的なリスク管理を所掌する恒常本部の長が社内規定及び各種マニュアルに基づき、リスクの類型に応じ、管掌するチーフ・オフィサー、本部長と協働して管理体制を構築する。
- (2) 当事業の中核であるプロジェクト案件の受注・遂行においては、当社の財務規模及び人員数を念頭に置いた受注戦略の下で、案件の萌芽期から完了に至るまで一貫通貫したプロジェクトリスク管理を行う恒常部門を設置し、テイクアップ前の段階からのリスク審議、見積方針及びプロポーザル等の各段階における検討を行う。プロジェクト案件の遂行面については、複線的な報告ラインの整備、事業本部の自律したリスクマネジメントの強化と関係部門との連携強化、損益やリスク状況を頻度高く可視化する仕組みの導入等を通じ、遂行支援と内部牽制の両輪にて経営補佐とプロジェクト支援にあたる。
- (3) 全社のリスクのうち危機管理を統括する恒常部門を設置し、各部門に配置するリスクマネージャーが実施する活動を一元的に統括する。当該リスク統括部門は、関連情報の提供や注意喚起などにより恒常的な予防・管理活動を行う一方、危機が発生した場合の事務局機能を担い有事の際の対応にあたる。

4. 効率性確保体制

- (1) 取締役会は、全社的な経営方針や重要な業務執行に関する意思決定を行い、具体的な経営計画を策定し経営目標の達成にあたる。また、業務執行に関する意思決定を迅速に行うため、法令等に抵触しない範囲でその権限の一部を代表取締役社長に委譲し、職務執行の効率性を確保する。
- (2) 経営目標の効率的な達成に資するよう、業務分掌及び職務権限に係る社内規定に基づき、柔軟な組織編成及び職務権限の明確化と委譲を行う。
- (3) 全社的な業務効率化を図るため、社内諸規定を体系的に整備するとともにその適正な運用・管理を行い、また情報システムの積極活用による効率的な情報共有・分析を行う。

5. 企業集団内部統制体制

- (1) 当社グループは、経営理念及び千代田グループ行動規範によりグループの全役職員が共有すべき価値観を明確にし、当社とグループ会社双方が緊密な連携を保ちながら業務を行う。
- (2) 当社は、当社グループとしての業務の適正並びに効率性を確保するための社内規定を整備すると共に、グループ会社ごとに主管本部を定め、グループ会社の管理・監督にあたる。また、グループ経営に関する企画・立案・統制・指導を行う恒常部門を設置する。
- (3) グループ会社は、当社と統一的な考え方にに基づき、当社への適時・適切な情報の報告体制及び内部通報制度を含め、当社と整合的な内部統制体制を構築する。具体的には、法令等遵守に関してはグループ各社からの委員をメンバーとするグループ会社コンプライアンス連絡会を設置してグループとしての情報共有を図る。グループ会社のリスク管理・危機管理についても当社の体制に沿った展開を図る。また、グループ会社の内部監査は当社の内部監査部門が行う。
- (4) 主要なグループ会社について、当社の監査等委員が各グループ会社の監査役を兼務し必要に応じて適切な調査が行える体制とする。

6. 監査等委員会監査の実効性確保体制

- (1) 監査等委員会の監査活動の充実を図るため監査等委員会の職務遂行を補助する専任職員を置く。
- (2) 当該職員の独立性確保及び当該職員への指示の実効性確保のため、監査等委員会補助職員の人事考課は監査等委員会が行い、その異動については監査等委員会の事前の同意を必要とし、当該職員は当社の業務遂行に係る役職を兼務しない。

7. 監査等委員会報告体制

- (1) 役職員は、監査等委員会の求めに応じて、内部統制に関係する自らの活動について、定期的にまたは重要事項発生の際、監査等委員会に報告する。当社は、監査等委員会に報告を行った役職員に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
- (2) 代表取締役は、監査等委員会の監査の実効性を確保するため、監査等委員会と定期的に会合を持ち、役職員から監査等委員会への報告状況等について意見交換を行い、また監査等委員会より経営諮問会議等の重要会議への監査等委員の陪席を求められた場合はこれに応じる。
- (3) 監査等委員会は、グループ会社からの報告の実効性を確保するため、主要なグループ会社の監査役と定期的に会合を持ち、企業集団の内部統制体制について意見交換及び情報共有を行う。
- (4) 監査等委員会が、独自の外部専門家を監査等委員の監査のために起用することを求めた場合、当社は、当該監査等委員の職務に明らかに必要でないと証明された場合を除き、その費用を負担する。

8. 財務報告の適正性確保体制

- (1) 当社は、主要なグループ会社とともに、金融商品取引法で求められる財務報告の適正性を確保するため、業務ルールの文書化等所要の内部統制体制を整備・運用する。新たなリスクが認識された場合や当該体制に不具合や不備が発見された場合には、速やかに改善を図る。
- (2) 当社は、日常の業務監査等を通じて各部門における統制活動の実態を把握・検証し、グループ全体に亘る財務報告に係る内部統制機能の実効性を確保するため、独立性の高い内部監査部門を設置する。

《業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要》

当社は、前述の、取締役会において決議された内部統制システムに関する基本的な考え方にに基づき、内部統制システムを運用している。同システムに基づき設置する内部統制運営委員会は、チーフ・リスクマネジメント・オフィサー（CRO）を委員長とし、内部統制システムと関わりの深い役員数名に絞り込んで委員として構成している。同委員会は、当社の置かれている状況や社会環境の変化を適時にとらえ、意思決定を迅速化し、関係部署にすみやかに指示を出すことで、内部統制システムの更なる改善を加速し、ガバナンス強化に向けて代表取締役社長に提言を行っている。

2020年度においては内部統制運営委員会を2回開催し、各部門における運用状況の確認及び情報共有を行った。なお、2021年度も内部統制運営委員会を、半期ごとをめぐりに開催する。

2020年度における主な運用状況の概要は次の通り。

①法令等遵守に関する取組み

- ・理念をはじめとして重要な社内規定を抜本的に整理統合するとともに、社内開示手法の変更を実施した。
- ・当社グループのレピュテーションリスクに繋がる事案や当社経営に影響を与えうる事案などの重要なコンプライアンス事案の具体的な状況を、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）が取締役に定期的に報告。この報告内容、及び取締役会からの指示・要請をコンプライアンス委員会で各組織のコンプライアンス・オフィサーと共有し、事案発生への抑制に向けた実効性のある対策の実施に繋げている。
- ・法令遵守に関する階層別研修や海外赴任前研修、ハラスメント研修等を実施した。
- ・働き方改革を標榜し、業務プロセス革新としてシステム改善、RPA（Robotic Process Automation）加速、働き方改革・健康経営、経費削減等を積極的に推し進めた。

- ・当社が必要とする人財像、人財開発のゴール、社員が歩むキャリアパスを示す「人財開発基本方針」に沿った人事詳細設計を進めている。再生計画達成に向けて強い組織・強い社員を育てるため経営方針の重要な要素として位置づけ、全従業員に浸透させ、人事施策・制度の改定・新設を行う。（2021年4月導入）
- ・内部監査部門においては、当社のコンプライアンス・プログラム、コンプライアンス体制、コンプライアンス関連文書等に関する監査を実施した。

②情報保存管理体制

新型コロナウイルス感染症の拡大に端を発し、業務改革の一端を担う文書のデジタル化において、電子契約の導入を開始した。

③損失危険管理に関する取組み

- ・プロジェクト案件の受注に係るリスク管理に関しては、担当部門によるコールドアイルビュー並びにコーポレート関係部局による経営諮問会議に対する意見具中を実施し、リスクの評価、受注の是非を厳しく行った。
- ・プロジェクト案件の遂行面については、複線的な報告ラインの整備、事業本部の自律したリスクマネジメントの強化と関係部門との連携強化を継続するに加え、頻度を上げて損益やリスク状況を可視化する仕組みの活用、子会社案件を含む中規模案件・損益悪化案件へと対象を拡大するとともに、重要案件への全社支援体制の構築を行った。
- ・2020年度は、国内外で発生した当社業績に影響を及ぼし得る危機事象（含む地政学的リスク、感染症リスク等）に対し、全社・全工事現場における安全対策を実施した。
- ・プロジェクト損益を左右する重要情報を管理する恒常組織を設置し、迅速な対応を可能とした。

④効率性確保に関する取組み

- ・当社取締役会は、重要な業務執行に関する意思決定を行うため、適時適切な付議を行い、法令等の範囲内でその権限の一部を代表取締役社長に委譲し、職務執行の効率性を確保することとしている。
- ・2020年度は、複数本部の利益感度を上げるとともに、KPIの変更と明確化、及び個々のプロジェクト案件の損益予想の確度と改善の向上のため、新管理会計制度を導入した。
- ・代表取締役社長の諮問機関である経営諮問会議は、取締役会に付議する事項の事前審議を行う等取締役会決議により定められた業務執行に関する事項を審議し、業務執行統括者である代表取締役社長に答申を行うことによってその意思決定に透明性を担保している。
- ・取締役への情報提供を強化し円滑な意思決定をサポートするべく、四半期決算毎の経営状況報告、定例取締役会での各本部の業務状況の持ち回り報告、重要案件に大きな動きがあった場合の機動的な報告等を、取締役に對して行っている。
- ・社内意思決定の迅速化を目的として、社内規定の抜本的見直しを行い、体系化し、権限委譲を行った。

⑤企業集団内部統制に関する取組み

- ・当社グループは、経営理念及び千代田グループ行動規範とともに、再生計画を達成するための再生理念を掲げることによりグループの全役職員が共有すべき価値観を明確にし、当社とグループ会社双方が緊密な連携を保ちながら業務を行うこととしている。
- ・2020年度は、グループ企業の経営方針を明確化し、方向性及び位置づけの再設定を行い、主要グループ企業への展開を開始した。
- ・当社グループの法令等遵守に関する取組みとしては、CCOの指導を主要グループ企業に徹底できるよう、コンプライアンス関連部署が国内グループ会社と海外グループ会社を訪問し、国内外グループ会社へ、法令等遵守に向けた意識の徹底を目的とした啓発活動に努めた。また、ケーススタディによる実効性が高く具体的な対処方法を、グループコンプライアンス連絡会等を通じて、グループ企業に展開した。
- ・国内グループ会社に関しては、コンプライアンスの意識を現場まで浸透させるべく、各社の実情に合った階層別のセミナーを行った。

⑥監査等委員会監査の実効性確保に関する取組み

- ・監査等委員会の監査の実効性を確保するため、代表取締役との面談を頻繁に行った。また、年2回のCCOとの面談を定例化した。

- ・ 監査等委員は経営諮問会議、コンプライアンス委員会等重要な会議に出席し、さらには監査等委員会と内部統制部門との連携のため内部統制運営委員会に陪席し、意見を述べた。
- ・ グループ会社の監査の実効性確保を確認するため、主要グループ会社の監査役との会合を2回行い、企業集団としての内部統制体制についての意見交換と情報共有を図った。
- ・ 当社は、監査等委員会の監査活動の充実を図るため監査等委員会の職務遂行を補助する専任職員を置くこととしているが、2020年度において当該専任職員は異動・配置されており、人事考課は監査等委員会により行った。

⑦監査等委員会報告に関する取組み

- ・ 当社役職員は、監査等委員会の求めに応じて、内部統制に関係する自らの活動について、定期的にまたは重要事項発生の都度、監査等委員会に報告することとしている。
- ・ 監査等委員会は、役職員から、内部統制に関する自らの活動につき、定期的な会議、あるいはヒアリングを通じ報告を受けた。また、内部統制運営委員会及び主要グループ企業に対して積極的な助言を行い、実効性のある内部統制の改善を監督している。

なお、監査等委員会が外部専門家を監査等委員の監査のために起用するような事案は発生していない。

⑧財務報告の適正性確保体制

簿外債務把握として、当社及びグループ企業に関連する争訟案件は、個別に状況把握をしている。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 2021年3月31日現在

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	[305,891]
現金預金	106,988
受取手形・完成工事未収入金	48,527
未成工事支出金	8,767
未収入金	77,261
ジョイントベンチャー持分資産	56,845
その他	8,906
貸倒引当金	△1,405
固定資産	[23,692]
有形固定資産	(11,426)
建物・構築物	5,255
機械・運搬具	382
工具器具・備品	829
土地	4,853
建設仮勘定	106
無形固定資産	(4,371)
投資その他の資産	(7,894)
投資有価証券	5,701
退職給付に係る資産	566
繰延税金資産	394
その他	1,395
貸倒引当金	△164
資産合計	329,583

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	[244,657]
支払手形・工事未払金	115,187
1年内返済予定の長期借入金	747
未払法人税等	638
未成工事受入金	74,784
完成工事補償引当金	823
工事損失引当金	34,443
賞与引当金	3,834
事業構造改善引当金	17
その他	14,178
固定負債	[48,178]
長期借入金	45,000
PCB処理引当金	239
退職給付に係る負債	761
その他	2,178
負債合計	292,836
(純資産の部)	
株主資本	[29,430]
資本金	15,014
資本剰余金	142
利益剰余金	15,708
自己株式	△1,435
その他の包括利益累計額	[6,969]
その他有価証券評価差額金	203
繰延ヘッジ損益	30
為替換算調整勘定	5,300
退職給付に係る調整累計額	1,434
非支配株主持分	[348]
純資産合計	36,747
負債純資産合計	329,583

連結損益計算書 2020年4月1日～2021年3月31日

(単位：百万円)

科目	金額	
完成工事高		315,393
完成工事原価		295,332
完成工事総利益		20,061
販売費及び一般管理費		13,046
営業利益		7,015
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,372	
持分法による投資利益	33	
為替差益	820	
その他	266	2,492
営業外費用		
支払利息	889	
その他	155	1,045
経常利益		8,462
特別利益		
関係会社株式売却益	413	413
税金等調整前当期純利益		8,876
法人税、住民税及び事業税	848	
法人税等調整額	33	882
当期純利益		7,993
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純利益		7,993

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

千代田化工建設株式会社
取締役会 御中

2021年5月11日

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小林 永 明 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 吉 原 一 貴 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、千代田化工建設株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、千代田化工建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類

貸借対照表 2021年3月31日現在

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	[222,453]
現金預金	80,371
完成工事未収入金	41,647
未成工事支出金	7,253
未収入金	70,167
ジョイントベンチャー持分資産	39,647
その他	5,122
貸倒引当金	△21,755
固定資産	[24,944]
有形固定資産	(9,617)
建物・構築物	3,993
機械・運搬具	95
工具器具・備品	674
土地	4,750
建設仮勘定	103
無形固定資産	(4,417)
ソフトウェア	4,376
その他	40
投資その他の資産	(10,909)
投資有価証券	1,413
関係会社株式	8,648
長期貸付金	1,610
その他	810
貸倒引当金	△1,573
資産合計	247,398

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	[137,089]
支払手形	3,388
工事未払金	58,338
短期借入金	19,116
1年内返済予定の長期借入金	747
未払法人税等	32
未成工事受入金	31,789
完成工事補償引当金	39
工事損失引当金	5,408
賞与引当金	2,505
その他	15,723
固定負債	[91,175]
長期借入金	45,000
繰延税金負債	0
退職給付引当金	1,081
PCB処理引当金	239
関係会社事業損失引当金	43,327
その他	1,525
負債合計	228,265
純資産の部	
株主資本	[19,016]
資本金	(15,014)
利益剰余金	(5,436)
その他利益剰余金	[5,436]
繰越利益剰余金	5,436
自己株式	(△1,435)
評価・換算差額等	[116]
その他有価証券評価差額金	(85)
繰延ヘッジ損益	(30)
純資産合計	19,133
負債純資産合計	247,398

損益計算書 2020年4月1日～2021年3月31日

(単位：百万円)

科目	金額	
完成工事高		136,323
完成工事原価		133,713
完成工事総利益		2,610
販売費及び一般管理費		8,408
営業損失（△）		△5,798
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,767	
為替差益	924	
不動産賃貸料	395	
受取保証料	883	
その他	101	7,072
営業外費用		
支払利息	792	
不動産賃貸費用	255	
その他	98	1,146
経常利益		127
特別利益		
関係会社事業損失引当金戻入額	13,228	
関係会社株式売却益	257	
関係会社清算益	61	13,547
特別損失		
関係会社貸倒引当金繰入額	9,353	9,353
税引前当期純利益		4,321
法人税、住民税及び事業税	△1,233	
法人税等調整額	117	△1,115
当期純利益		5,436

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

千代田化工建設株式会社
取締役会 御中

2021年5月11日

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小林 永 明 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 吉 原 一 貴 ㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、千代田化工建設株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、第93期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査等委員会が定めた「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準」に従い、取締役及び使用人等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 監査等委員会は、2020年度監査等実施計画及び監査等業務の分担等を定め、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、予め提出された2020年度監査計画概要書に基づく職務の執行状況について会計監査人から詳細な報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に準拠して整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムの整備及びその運用状況等についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき重大な事項は認められません。
- 但し、事業報告書に記載される再生計画アップデートについては、今後数年の会社経営全般の指標となるものであり、監査等委員会としては、順調に進捗しているかを注視していきます。特に、再生計画を左右する重要個別案件については、全社を挙げた対応体制が敷かれており、監査等委員会も頻繁に状況把握を行っています。また、エンジニアリング会社の業態を踏まえた働き方改革は、労働生産性の向上を図る観点も含め引き続き重要課題であり、今後とも改革の進捗を注視していきます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月12日

千代田化工建設株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	北 本 高 宏 ㊞
監査等委員	奈良橋 美 香 ㊞
監査等委員	伊 藤 尚 志 ㊞

（注）奈良橋美香及び伊藤尚志は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

カタール国 North Field Eastプロジェクトの設計、調達、建設(EPC) 業務受注

2021年2月、当社は、仏国テクニップエナジーズ社と共同で、カタールペトロリアム社から、カタール国ラスラファン工業団地内に計画されている年産3,200万トン(800万トンx4系列)のLNG輸出基地に関するEPC業務を受注しました。

当社はこれまでカタール国で建設されたLNGプラント14系列の全てに携わり、その内、本案件と同等の液化能力を有する6系列のEPCをテクニップエナジーズ社と成功裏に完工しております。また、両社は1970年代からカタール国において豊富な経験や実績を有し、LNGプラント建設史上最大級とも言える本案件においては、両社における既設LNG案件の経験者や他LNG案件を歴任した経験豊富な人員で遂行組織を組成しております。

過去の経験も十分に活用することで、安全及び品質を第一として遂行してまいります。また、本プラントには二酸化炭素回収・圧入設備が含まれており、当社は本案件遂行を通じて脱炭素社会の実現にも貢献してまいります。



Letter of Award 調印式の様子
(提供：Qatar Petroleum)

世界最大級の北米エチレンプロジェクト、完工に向け順調に進捗中

現在当社は、米国のキーウィット社と共同で2018年からガルフコーストグロースベンチャーズ(Gulf Coast Growth Ventures：エクソンモービルとサウジアラビア基礎産業公社(SABIC)のジョイントベンチャー)が米国テキサス州で新設する石油化学コンプレックス向けにエチレンプロジェクトの設計・調達・建設(EPC)業務を遂行しています。

本プロジェクトは、世界最大級(生産量年間180万トン)のエチレンプラント建設にあたり、建設現場での作業を最小化すべく、プラントを全て米国外でモジュール化する工法を採用した類を見ないものです。

また、過去に例を見ない全世界的な新型コロナウイルスの影響を最小化しながら、当社は40ものモジュールを遅滞やトラブルなく出航させることができました。11隻の船に積まれたモジュールは既に米国建設現場に到着し、据え付けが完了しております。

2021年内の完工に向けて、引き続き当社の英知を結集して取り組んでまいります。



(提供：Gulf Coast Growth Ventures)

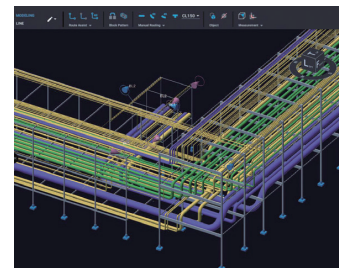
プラントの空間設計に革新をもたらすPlantStream®の実現

当社と株式会社Arentは2020年8月より折半出資の株式会社PlantStreamの共同運営を開始し、革新的なプラント設計ツールPlantStream®の販売を開始いたしました。

PlantStream®は、2020年9月に発表した主要機能(極めて精度の高い配管設計を短時間で実行機能(60秒で1,000本のルートを設計)、プラントの設備配置計画を三次元で行う機能、及び機器周辺の配管のテンプレート機能)に加えて、ケーブルの敷設ルート設計を瞬時に行う機能を追加するなど、日々進化を遂げております。

また、当社はユーザーとして、PlantStream®を用いた革新的な業務フロー構築に向けた準備を進めており、2021年度には基本設計(FEED)業務や設計・調達・建設(EPC)業務の案件への適用を積極的に進めてまいります。

当社はPlantStream®を通じて、既存事業の革新に邁進するとともに、新規事業を通じてエンジニアリングの価値の再定義の実現に挑戦してまいります。



設計ツールの使用イメージ
(提供：株式会社PlantStream)

当社における水素事業の展開

カーボンニュートラルへの大きな飛躍（国際間水素サプライチェーン実証の完了）

将来の大規模な水素需要に備えるため、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の助成により、当社を含む民間企業4社で設立した次世代水素エネルギーチェーン技術研究組合（AHEAD）が2015年より実施していました、世界初の国際間（ブルネイ・川崎）水素サプライチェーン実証事業が、2021年3月に成功裏に完了しました。

本実証では、世界初の国際間水素輸送の実現、国内初の海外水素のガスタービン発電所への供給等、多くの成果を得ることができ、商業スケールへの対応が可能であることを確認できました。今後はこの成果を基に、国内外にて商用化を加速してまいります。



川崎における脱水素プラント（提供：AHEAD）

中部圏水素利用協議会への参画

当社は、中部圏における水素の需要拡大と安定的な利用のためのサプライチェーン構築を目指し、水素の大規模利用の可能性を検討する「中部圏水素利用協議会」に参画しました。

本協議会は、2020年3月に民間企業10社で設立された団体で、将来の水素ユーザーである石油・ガス・電力などのエネルギーをはじめ、石油化学、自動車、金融など様々な業界の企業から成り、産業界全体で「2030年に年間30万トンの水素を利用する大規模な水素供給システムの確立」という目標を掲げて、産業界全体で横断的に検討を進める国内初の取り組みです。

当社は本協議会への参画を通じて、2020年代半ばから2030年頃にかけての水素サプライチェーン構築を目指し、「2050年カーボンニュートラル」の基盤となる水素社会の実現に向けて、地球環境の未来と持続可能な社会の発展に貢献してまいります。

ワクチン原薬製造工場建設プロジェクトの受注・遂行

当社は、塩野義製薬株式会社より岐阜県池田町の株式会社UNIGEN敷地内にて遺伝子組換えタンパク質ワクチンの原薬製造工場建設プロジェクトを受注し、遂行しております。

塩野義製薬株式会社はグループ会社である株式会社UMNファーマの有するBEVS*を活用した新型コロナウイルスワクチンの開発を進めており、本プロジェクトは当該ワクチン原薬の商用生産体制構築のための設計・調達・建設（EPC）業務となります。

当社は、既に2020年度末に1つ目の原薬製造ラインを完工させ、2021年度より新たなもう1ラインおよび付帯設備の新設工事へ着手いたしました。

世界経済と人々の健康に甚大な被害をもたらしている新型コロナウイルスの一刻も早い終息を目指すとともに、当社が成長分野と位置付けているライフサイエンス分野への取り組みの一環として、総合エンジニアリング企業の英知を結集し、研鑽された技術を駆使して貢献してまいります。



ワクチン原薬製造設備イメージ図

* Baculovirus Expression Vector System：昆虫細胞などを用いたタンパク発現技術

MEMO

MEMO

株主メモ

事業年度
期末配当金
受領株主確定日

定時株主総会
定時株主総会基準日

公告の方法

一単元の株式の数

上場証券取引所

証券コード

株主名簿管理人
特別口座管理機関

同連絡先

4月1日から翌年3月31日まで

3月31日

毎年6月開催

3月31日

そのほか必要がある場合には、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ設定いたします。

電子公告により行う

公告掲載URL

<https://www.chiyodacorp.com/>

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載いたします。

100株

東京証券取引所 市場第二部

6366

三菱UFJ信託銀行株式会社

〒183-0044 東京都府中市日鋼町1-1

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-232-711 (通話料無料)



千代田化工建設株式会社

〒220-8765

横浜市西区みなとみらい四丁目6番2号

みなとみらいグランドセントラルタワー

電話 045-225-7777 (音声案内)

<https://www.chiyodacorp.com>



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。



■株式に関するマイナンバー制度のご案内

市区町村から通知されたマイナンバーは、株式の税務関係の手続きが必要となります。このため、株主様から、お取引の証券会社等へマイナンバーをご提供いただく必要がございます。

【株式関係業務におけるマイナンバーの利用】

法令に定められたとおり、支払調書には株主様のマイナンバーを記載し、税務署へ提出いたします。

【主な支払調書】

- ・配当金に関する支払調書
- ・単元未満株式の買取請求など株式の譲渡取引に関する支払調書

【マイナンバーのご提供に関するお問い合わせ先】

証券会社の口座にて株式を管理されている株主様……………お取引の証券会社にお申し出ください。
証券会社とのお取引がない株主様……………三菱UFJ信託銀行にお申し出ください。

■株式に関するお問い合わせ先

- 住所変更、配当金の振込指定、単元未満株式の買取請求等の各種お手続きについて
 - 証券会社等の口座に記録された株式
口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。
 - 特別口座に記録された株式
三菱UFJ信託銀行株式会社 (特別口座管理機関) にお問い合わせください。
- 未受領の配当金について
三菱UFJ信託銀行株式会社にお問い合わせください。

【三菱UFJ信託銀行株式会社のお問い合わせ先】

〒183-0044 東京都府中市日鋼町1-1

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-232-711 (通話料無料)

連結株主資本等変動計算書

自 2020年4月 1日
至 2021年3月31日

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	78,396	72,128	△ 127,778	△ 1,435	21,310
当期変動額					
減資	△ 63,381	63,381			—
欠損填補		△ 135,494	135,494		—
親会社株主に帰属する当期純利益			7,993		7,993
自己株式の取得				△ 0	△ 0
連結子会社株式の取得による持分の増減		126			126
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	△ 63,381	△ 71,986	143,487	△ 0	8,119
当期末残高	15,014	142	15,708	△ 1,435	29,430

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	58	6	3,033	13	3,112	519	24,943
当期変動額							
減資							—
欠損填補							—
親会社株主に帰属する当期純利益							7,993
自己株式の取得							△ 0
連結子会社株式の取得による持分の増減							126
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	144	24	2,266	1,420	3,856	△ 171	3,684
当期変動額合計	144	24	2,266	1,420	3,856	△ 171	11,804
当期末残高	203	30	5,300	1,434	6,969	348	36,747

連 結 注 記 表

〔 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 〕

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

① 連結子会社の数 19 社

② 主要な連結子会社の名称

千代田工商(株)

千代田システムテクノロジーズ(株)

千代田テクノエース(株)

千代田インターナショナル・コーポレーション

ピー・ティー・千代田インターナショナル・インドネシア

当連結会計年度において、ピー・ティー・スル・アーディ・エンジニアリングの株式を全部売却したため、連結の範囲から除外している。

当連結会計年度において、アローヘッド・インターナショナル(株)は清算終了したため、連結の範囲から除外している。

当連結会計年度において、千代田フランス S.A.S を新たに設立したため、連結の範囲に含めている。

(2) 非連結子会社の状況

① 主要な非連結子会社の名称

イーアイエンジニアリング(株)

② 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためである。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の状況

① 持分法を適用した関連会社の数 5 社

② 主要な会社の名称

エル・アンド・ティー・千代田リミテッド

千代田ペトロスター・リミテッド

TIS 千代田システムズ(株)

当連結会計年度において、(株)PlantStream を新たに設立したため、持分法適用の範囲に含めている。

当連結会計年度において、当社の連結子会社である千代田システムテクノロジーズ㈱の IT 事業を会社分割により新設した TIS 千代田システムズ㈱に承継し、同社を持分法適用の範囲に含めている。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

① 主要な会社の名称

(非連結子会社) イーアイエンジニアリング㈱

(関連会社) カフコジャパン投資㈱

② 持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、且つ、全体としても重要性がないためである。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度にかかる計算書類を使用している。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結計算書類の作成に当たり、決算日が 12 月 31 日である連結子会社については、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日前 1 ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）を採用している。

時価のないもの

移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）を採用している。

② デリバティブ

時価法を採用している。

③ たな卸資産

未成工事支出金

個別法による原価法を採用している。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

主として定率法を採用している。

ただし、当社の建物及び2016年4月1日以降に取得した構築物については定額法を採用している。

なお、主な耐用年数は以下のとおりである。

建物・構築物	8～57年
機械・運搬具	4～17年
工具器具・備品	4～15年

② 無形固定資産

定額法を採用している。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（最長5年）に基づいている。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保等の費用に備えるため、主として、過去の経験割合に基づく一定の算定基準により計上している。

③ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における未引渡工事のうち損失の発生が見込まれ、且つ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上している。

④ 賞与引当金

従業員に支給すべき賞与の支払に備えるため、当連結会計年度に対応する支給見込額を計上している。

⑤ 事業構造改善引当金

事業構造改善のため、翌連結会計年度に発生が見込まれる損失について、合理的に見積もることができる金額を計上している。

⑥ PCB処理引当金

PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、処理費用及び収集運搬費用の見積額を計上している。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

① 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

② その他の工事
工事完成基準

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めている。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用している。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約及び外貨預金

ヘッジ対象 外貨建資産負債及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

外貨建資産負債及び外貨建予定取引は、為替リスク管理方針に関する社内規定及び運用細則に基づき、キャッシュ・フローの円貨を固定するため及び為替変動リスクを軽減するために、為替予約及び外貨預金を利用してヘッジを行っている。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ有効性評価は、原則として連結決算時にヘッジ対象とヘッジ手段双方の相場変動の累計額を基礎に行っている。

但し、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一である場合には、ヘッジ有効性評価を省略している。

（「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を適用しているヘッジ関係）

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2020年9月29日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められている特例的な取扱いを適用している。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりである。

ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっている。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用している。
ヘッジ手段	為替予約
ヘッジ対象	外貨建予定取引
ヘッジ取引の種類	キャッシュ・フローの円貨を固定するもの

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20 年間の定額法により償却を行っている。

(8) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

(共同支配を有する事業の取り込み方法)

共同支配を前提とする法人格を有しない組合については、資産負債に対する権利義務が共同支配者に帰属することが契約上規定されている場合において、当社グループ持分相当額の資産、負債、収益及び費用を取り込んでいる。

共同支配を前提とする企業については、資産負債に対する権利義務が共同支配者に帰属することが契約上規定されており、名目上の資本金額しか保有していないことや事業の終了と共に解散することが予め定められている等、実体として法人格を有しない組合と同一と見做せる場合において、当社グループ持分相当額の資産、負債、収益及び費用を取り込んでいる。

(追加情報)

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第 24 号 2020 年 3 月 31 日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続を新たに開示している。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

③ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

④ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和 2 年法律第 8 号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第 39 号 2020 年 3 月 31 日)第 3 項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 28 号 2018 年 2 月 16 日)第 44 項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上している。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理している。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、簡便法を適用している。

〔表示方法の変更に関する注記〕

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第 31 号 2020 年 3 月 31 日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載している。

〔会計上の見積りに関する注記〕

1. 収益の認識

（1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

完成工事高 279,241 百万円

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社及び国内連結子会社は、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第 15 号 2007 年 12 月 27 日）に従い、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を適用、その他の工事については工事完成基準を適用している。工事進行基準適用工事については、原価比例法を採用し、連結会計年度末における工事進捗度を合理的に見積り、工事進捗度に工事収益総額を乗じて完成工事高を算定している。

在外連結子会社は、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」または ASC 第 606 号「顧客との契約から生じる収益」に従い、顧客との契約の識別、契約における履行義務の識別、取引価格の算定、取引価格の履行義務への配分を適切に評価した上で、識別した履行義務の充足に伴い工事収益を認識している。

工事収益総額の見積りには、マイルストーン達成によるインセンティブボーナスや契約納期の未達による遅延賠償金などの将来の未確定事象に係る見積要素が含まれている。

また、上記「工事契約に関する会計基準」においては工事進捗度計算の基礎となる工事原価総額及び、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」並びに ASC 第 606 号「顧客との契約から生じる収益」においては識別する履行義務を完全に充足するための工事原価総額には、履行義務に対応する将来生じる工事原価の見積額や新型コロナウイルス感染症の影響額を含む想定リスクに対する見積額などの重要な見積要素が含まれており、機器資材費の高騰や工事従事者・機器資材の確保が困難になるなど、予測不能な前提条件の変化などが生じた場合には、工事原価総額等の見積額の変更に伴い工事進捗度や履行義務の充足に係る進捗度が変動し、翌連結会計年度において、当社グループの連結計算書類の報告額に重要な影響を及ぼす可能性がある。

2. 工事損失引当金

（1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

工事損失引当金 34,443 百万円

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、当連結会計年度末において損失の発生が見込まれる未引渡工事に係る損失に備えるため、合理的に見積もった損失見込額を工事損失引当金として計上している。当該損失を構成する要素として、履行義務に対応して将来生じる工事原価の見積額や新型コロナウイルス感染症の影響額を含む想定リスクに対する見積額などが含まれており、予測不能な前提条件の変化などが生じた場合には、翌連結会計年度において、追加の工事損失引当金を計上する可能性がある。

〔 連 結 貸 借 対 照 表 に 関 す る 注 記 〕

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物・構築物	2,029 百万円
土地	4,013 百万円
投資有価証券	37 百万円
計	6,080 百万円

② 担保に係る債務

長期借入金	10,000 百万円
-------	------------

(注) 上記の担保に供している資産の他、決算処理において相殺消去されているプロジェクト遂行を目的とする SPC の出資相当額 55,881 百万円を担保に供している。

2. 金融取引として会計処理した資産及び負債

建物・構築物	311 百万円
工具器具・備品	0 百万円
土地	381 百万円
1 年内返済予定の長期借入金	747 百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 14,882 百万円

4. 工事損失引当金と相殺表示した未成工事支出金の金額 0 百万円

5. ジョイントベンチャー持分資産は、請負工事に係るジョイントベンチャーの保有する現金預金等のうち、当社及び連結子会社の持分相当額である。

〔 連 結 損 益 計 算 書 に 関 す る 注 記 〕

1. 工事進行基準による完成工事高 279,241 百万円

2. 完成工事原価に含まれている工事損失引当金繰入額 39,165 百万円

3. 当社の東南アジア子会社が保有するピー・ティー・スル・アーディ・エンジニアリングの株式を全部売却及び当社が保有する TIS 千代田システムズ(株)の株式を一部売却したことにより、関係会社株式売却益 413 百万円を計上している。

〔 連結株主資本等変動計算書に関する注記 〕

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	260,324 千株
A種優先株式	175,000 千株

2. 配当金に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はない。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2021年6月23日開催の定時株主総会の議案として、A種優先株式の配当に関する事項を次のとおり提案している。

配当金の総額	3,636 百万円
1株当たり配当額	20円78銭
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月24日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定している。

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、短期余剰資金は通知預金等の安全性の高い金融資産で運用し、また、運転資金を銀行借入等により調達している。デリバティブは、後述する為替の変動リスクを回避するために先物為替予約を利用しており、投機的な取引は行わない方針である。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されている。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されているが、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて先物為替予約を利用して当該リスクをヘッジしている。

投資有価証券は業務上の関係を有する企業の株式であり、このうち上場株式に関しては市場価格の変動リスクに晒されている。

営業債務である支払手形及び工事未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日である。また、外貨建ての営業債務は、為替の変動リスクに晒されているが、原則として外貨建ての営業債権をネットしたポジションについて先物為替予約を利用して当該リスクをヘッジしている。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引である。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法については前述の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「4. 会計方針に関する事項 (6) 重要なヘッジ会計の方法」に記載している。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社及び主要な連結子会社は経理規定に従い、主要取引先の財政状態を定期的にモニタリングし、回収懸念の早期把握や軽減を図っている。

先物為替予約の利用にあたっては、カウンターパーティ・リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っている。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は外貨建ての債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしている。

先物為替予約取引については、当社の為替リスク管理方針に基づき個別の工事案件毎に為替ポジションを把握し、為替予約残高の見直しを行っている。なお、為替予約の設定・解約についても同方針に基づき実行・記帳し、契約先と残高照合を行っている。

市場価格のある投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財政状態を把握し、市場リスクを定量的に管理している。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は適時に資金計画を作成・更新し手許流動性を適宜維持すること等により、流動性リスクを管理している。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれている。

また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではない。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めていない（（注2）参照）。

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預金	106,988 百万円	106,988 百万円	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金	48,527 百万円	48,527 百万円	—
貸倒引当金（*1）	△ 1,222 百万円	△ 1,222 百万円	—
(3) 未収入金	47,305 百万円	47,305 百万円	—
貸倒引当金（*1）	77,261 百万円	77,261 百万円	—
	△ 21 百万円	△ 21 百万円	—
(4) ジョイントベンチャー持分資産	77,239 百万円	77,239 百万円	—
(5) 投資有価証券	56,845 百万円	56,845 百万円	—
	569 百万円	569 百万円	—
資産計	288,948 百万円	288,948 百万円	—
(1) 支払手形・工事未払金	115,187 百万円	115,187 百万円	—
(2) 1年内返済予定の長期借入金	747 百万円	747 百万円	—
(3) 未払法人税等	638 百万円	638 百万円	—
(4) 長期借入金	45,000 百万円	44,942 百万円	△ 57 百万円
負債計	161,574 百万円	161,516 百万円	△ 57 百万円
デリバティブ取引（*2）	(18 百万円)	(18 百万円)	—

（*1）個別に計上している貸倒引当金を控除している。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示している。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金預金、(2) 受取手形・完成工事未収入金、(3) 未収入金

これらはほとんどが短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

(4) ジョイントベンチャー持分資産

ジョイントベンチャー持分資産は、請負工事に係るジョイントベンチャーの保有する現金預金等のうち、当社及び連結子会社の持分相当額であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

(5) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっている。

なお、投資有価証券はその他の有価証券として保有しており、種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりである。

	種類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	530 百万円	243 百万円	286 百万円
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	39 百万円	64 百万円	△ 25 百万円
合計		569 百万円	307 百万円	261 百万円

負債

(1) 支払手形・工事未払金、(3) 未払法人税等

これらはほとんどが短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっている。

(2) 1年内返済予定の長期借入金、(4) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定している。

デリバティブ取引

(1) ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりである。

通貨関連

区分	デリバティブ 取引の種類等	契約額等		時価 (*)	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	米ドル売 円買	30,379 百万円	—	△ 24 百万円	△ 24 百万円
	ユーロ売 円買	8,784 百万円	—	△ 6 百万円	△ 6 百万円
	豪ドル売 円買	53,633 百万円	—	△ 25 百万円	△ 25 百万円
合計		92,797 百万円	—	△ 57 百万円	△ 57 百万円

(*) 時価の算定方法は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定している。

(2) ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額は、次のとおりである。

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価 (*1)
				うち1年超	
原則的 処理方法	為替予約取引				
	米ドル売 円買	外貨建 予定取引	196 百万円	—	△ 3 百万円
	米ドル買 円売		824 百万円	—	41 百万円
	ユーロ買 円売		70 百万円	—	1 百万円
為替予約等の振当処理	為替予約取引 米ドル買 円売	工事未払金	447 百万円	—	(*2)
合計			1,539 百万円	—	38 百万円

(*1) 時価の算定方法は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定している。

(*2) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている工事未払金と一体として処理されているため、その時価は、当該工事未払金の時価に含めて記載している（上記 負債(1)参照）。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	5,130 百万円
出資証券	2 百万円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(5) 投資有価証券」には含めていない。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内
現金預金	106,960 百万円	—
受取手形・完成工事未収入金 (*)	46,586 百万円	718 百万円
未収入金 (*)	77,239 百万円	—
ジョイントベンチャー持分資産	56,845 百万円	—
合計	287,632 百万円	718 百万円

(*) 個別に計上している貸倒引当金を控除している。

(注4) 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
長期借入金	747 百万円	10,000 百万円	15,000 百万円	20,000 百万円	—

〔 税 効 果 会 計 に 関 す る 注 記 〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	48,753 百万円
未払工事原価	6,057 百万円
工事損失引当金	5,952 百万円
投資有価証券評価損	4,809 百万円
海外工事進行基準調整	2,424 百万円
その他	<u>12,839 百万円</u>
繰延税金資産小計	80,836 百万円
評価性引当額	<u>△ 79,711 百万円</u>
繰延税金資産合計	1,125 百万円
繰延税金負債	
資産除去債務見合い固定資産	△ 250 百万円
ジョイントベンチャー持分損益	△ 202 百万円
その他	<u>△ 277 百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>△ 730 百万円</u>
繰延税金資産純額	<u><u>394 百万円</u></u>

〔 1 株 当 た り 情 報 に 関 す る 注 記 〕

1 株当たり純資産額	△ 143 円 94 銭
1 株当たり当期純利益	22 円 76 銭

〔退職給付に関する注記〕

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用している。

確定給付企業年金制度（すべて積立型制度である。）では、主として勤続年数、資格、業績評価に応じ付与されるポイントの累積数に基づいた一時金又は年金を支給する。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給する。

なお、一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算している。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

退職給付債務の期首残高	19,809 百万円
勤務費用	995 百万円
利息費用	175 百万円
数理計算上の差異の発生額	△ 427 百万円
退職給付の支払額	△ 1,663 百万円
その他	△ 42 百万円
退職給付債務の期末残高	18,847 百万円

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

年金資産の期首残高	18,204 百万円
期待運用収益	351 百万円
数理計算上の差異の発生額	1,198 百万円
事業主からの拠出額	759 百万円
退職給付の支払額	△ 1,661 百万円
その他	41 百万円
年金資産の期末残高	18,893 百万円

（3）簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	381 百万円
退職給付費用	△ 14 百万円
退職給付の支払額	△ 36 百万円
制度への拠出額	△ 92 百万円
その他	1 百万円
退職給付に係る負債の期末残高	239 百万円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,021 百万円
年金資産	△ 20,175 百万円
	△ 153 百万円
非積立型制度の退職給付債務	348 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	194 百万円
退職給付に係る負債	761 百万円
退職給付に係る資産	△ 566 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	194 百万円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	995 百万円
利息費用	175 百万円
期待運用収益	△ 351 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 100 百万円
簡便法で計算した退職給付費用	△ 14 百万円
その他	3 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	708 百万円

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりである。

数理計算上の差異	1,576 百万円
合計	1,576 百万円

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりである。

未認識数理計算上の差異	△1,579 百万円
合計	△1,579 百万円

(8) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりである。

債券	34%
株式	27%
一般勘定	24%
その他	15%
合計	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮している。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	主として 0.7%
長期期待運用収益率	主として 1.8%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、337 百万円である。

〔事業分離に関する注記〕

当社は、2020 年 10 月 1 日付で当社の連結子会社である千代田システムテクノロジー株式会社(以下「CST 社」)の IT 事業(以下「対象事業」)を、新設分割により新設会社(以下「本新設会社」)に承継させ、さらに、本新設会社の株式の過半を TIS 株式会社(以下「TIS 社」)に譲渡(以下株式譲渡と新設分割を総称して「本取引」)した。

1. 事業分離の概要

(1) 会社分割による事業分離先企業の名称及び株式譲渡先企業の名称

① 会社分割による事業分離先企業の名称

TIS 千代田システムズ株式会社

② 株式譲渡先企業の名称

TIS 株式会社

(2) 分離した事業の名称及びその事業の内容

① 事業の名称

IT 事業

② 事業の内容

顧客の経営課題に合わせた業務改善、製造プラントの操業に関わるプロジェクトマネジメント・生産管理・製造管理・運転管理等に関する IT ソリューションの提供

(3) 事業分離を行った主な理由

当社グループの経営理念「エネルギーと環境の調和を目指して」のもと、CST 社は、計装・電気事業、及び対象事業の 2 つの事業を推進してきた。この度、社内外のデジタルライゼーションによる価値創造を推進していくために、IT サービス提供の中核を担う対象事業においてさらなる経営基盤強化・人材の高度化が必要と考え、国内トップクラスの総合 IT 企業である TIS 社とともに事業戦略を展開していくことが望ましいと判断し、本取引を実施することとした。

(4) 事業分離日

2020 年 10 月 1 日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

① 会社分割

CST 社を分割会社とし、本新設会社に対して対象事業に関する権利・義務を承継させる新設分割（簡易分割）

② 株式譲渡

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

関係会社株式売却益	27 百万円
-----------	--------

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	897 百万円
固定資産	<u>26 百万円</u>
資産合計	<u>923 百万円</u>
流動負債	372 百万円
固定負債	<u>一百万円</u>
負債合計	<u>372 百万円</u>

(3) 会計処理

「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 2013年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、処理している。

3. 分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称

エンジニアリング事業

4. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

完成工事高	585 百万円
営業利益	166 百万円

〔重要な後発事象に関する注記〕

(取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の導入)

当社は、2021年5月7日開催の取締役会において、当社の取締役及び執行役員（非業務執行取締役及び国内非居住者を除く。取締役と併せて、以下「取締役等」という）に対する新たな業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という）を導入することを決議した。なお、本制度の導入に関する議案については、2021年6月23日開催予定の第93回定時株主総会に付議する予定である。

1. 本制度の導入

本制度は、取締役等の中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的としている。

2. 本制度の概要

本制度は、2022年3月31日で終了する連結会計年度から2024年3月31日で終了する連結会計年度までの3連結会計年度を対象として、役位および業績目標の達成度等に応じて予め定められたポイントの付与を行い、ポイントに相当する数の当社株式等の交付等を行う制度である。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、取締役等の退任時であり、一定の受益者要件を充足していることを条件とする。本制度の詳細は以下のとおりである。

(信託契約の内容)

・信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
・信託の目的	取締役等に対するインセンティブの付与
・委託者	当社
・受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社（予定） （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定））
・受益者	取締役等のうち受益者要件を充足する者
・信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
・信託契約日	2021年9月（予定）
・信託の期間	2021年9月～2024年9月（予定）
・制度開始日	2021年9月1日（予定）
・議決権行使	行使しないものとする。
・取得株式の種類	当社普通株式
・信託金の上限額	615百万円（信託報酬・信託費用を含む。） ※取締役と執行役員の信託金の合算した拠出額
・株式の取得方法	株式市場または当社（自己株式処分）から取得
・帰属権利者	当社
・残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とする。

(当社ジョイントベンチャーパートナーに対する訴訟の提起)

当社ジョイントベンチャーパートナーである日揮ホールディングス(株) (以下「日揮」) に対して、横浜地方裁判所へ訴訟の提起がなされた。当社は本件に関して、直接提訴をされてはいないものの、ジョイントベンチャーパートナーとして連帯責任を負っており、本訴訟の結果次第では合弁契約に基づく責任分担割合に従って責任を負う可能性がある。

1. 当該訴訟が提起された日

2021 年 4 月 16 日

2. 訴訟提起者の概要

名称	Ichthys LNG Pty Ltd. (以下「原告」)
所在地	オーストラリア連邦西オーストラリア州パース市 セント・ジョージス・テラス 100 22 階
代表者の役職・氏名	代表取締役 村山 徹博

3. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯

当社は、日揮及び米国KBR社 (以下「KBR」) と共同でジョイントベンチャー (以下「JV」) を組成し、(株)INPEXの持分法適用関連会社である原告から 2012 年に液化天然ガス等を生産する陸上ガス液化プラントの設計・調達・建設役務 (以下「本プロジェクト」) を受注し、既に全プラント設備を完成、引渡し済みである。

本プロジェクト遂行の過程で生じた下請業者からの追加費用請求に関して、原告がJVに対して金 7 億 5,772 万 7,884.46 豪ドルの資金提供を行う証書 (以下「証書」) が合意され、実行された。その後、この資金の精算手続きに係る争いが生じ、現在、シンガポールで仲裁が行われている。この仲裁が進行する中、原告はJVに対して 2020 年 12 月末時点で提供資金の全額返還を求めたが、証書に基づく正しい精算手続きが行われておらず、仲裁判断もなされていない状況下、JVは支払義務はないと判断し、支払を行っていない。

これを受けて原告は、JVの親会社である日揮、KBR、及び当社 (以下「親会社各社」) が本プロジェクト遂行に関して提出している親会社保証状に基づき、2021 年 1 月 15 日付書簡にて親会社各社に対して同額の返金を求めたが、上記同様の理由により親会社各社は支払を行っていない。

4. 訴訟の内容及び請求金額

証書に基づき原告からJVに提供された資金 (金 7 億 5,772 万 7,884.46 豪ドル) 全額について、日揮に対して親会社保証状の履行による代位弁済を求めている。なお、合弁契約に基づく当社責任分担割合は 30%である。

5. 今後の見通し

当社は本件に関して、仲裁判断もなされていない現時点において、支払い義務は発生していないと判断しているが、日揮及びKBRと共に提訴の内容を精査した上で、適切に対応する予定である。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 2020年4月 1日
至 2021年3月31日

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		
					繰越利益剰余金		
当期首残高	78,396	72,112	—	72,112	△ 135,494	△ 1,435	13,579
当期変動額							
減資	△ 63,381	△ 72,112	135,494	63,381			—
欠損補填			△ 135,494	△ 135,494	135,494		—
当期純利益					5,436		5,436
自己株式の取得						△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	△ 63,381	△ 72,112	—	△ 72,112	140,930	△ 0	5,436
当期末残高	15,014	—	—	—	5,436	△ 1,435	19,016

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△ 1	6	4	13,584
当期変動額				
減資				—
欠損補填				—
当期純利益				5,436
自己株式の取得				△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	87	24	112	112
当期変動額合計	87	24	112	5,548
当期末残高	85	30	116	19,133

個 別 注 記 表

〔 重要な会計方針に係る事項に関する注記 〕

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用している。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）を採用している。

時価のないもの

移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）を採用している。

(2) デリバティブ

時価法を採用している。

(3) たな卸資産

未成工事支出金

個別法による原価法を採用している。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用している。

ただし、建物及び2016年4月1日以降に取得した構築物については、定額法を採用している。

なお、主な耐用年数は以下のとおりである。

建物・構築物	8～57年
機械・運搬具	4～17年
工具器具・備品	4～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用している。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（最長5年）に基づいている。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

(2) 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保等の費用に備えるため、過去の経験割合に基づく一定の算定基準により計上している。

(3) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における未引渡工事のうち損失の発生が見込まれ、且つ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上している。

(4) 賞与引当金

従業員に支給すべき賞与の支払に備えるため、当事業年度に対応する支給見込額を計上している。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

(6) PCB処理引当金

PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処理費用の支出に備えるため、処理費用及び収集運搬費用の見込額を計上している。

(7) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、当事業年度末における損失負担見込額を計上している。

4. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

(1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)

(2) その他の工事

工事完成基準

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用している。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約及び外貨預金

ヘッジ対象 外貨建資産負債及び外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

外貨建資産負債及び外貨建予定取引は、為替リスク管理方針に関する社内規定及び運用細則に基づき、キャッシュ・フローの円貨を固定するため及び為替変動リスクを軽減するために、為替予約及び外貨預金を利用してヘッジを行っている。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ有効性評価は、原則として決算時にヘッジ対象とヘッジ手段双方の相場変動の累計額を基礎に行っている。

但し、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一である場合には、ヘッジ有効性評価を省略している。

(「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を適用しているヘッジ関係)

上記のヘッジ関係のうち、「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第 40 号 2020 年 9 月 29 日)の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められている特例的な取扱いを適用している。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりである。

ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっている。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用している。
ヘッジ手段	為替予約
ヘッジ対象	外貨建予定取引
ヘッジ取引の種類	キャッシュ・フローの円貨を固定するもの

7. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

(共同支配を有する事業の取り込み方法)

共同支配を前提とする法人格を有しない組合については、資産負債に対する権利義務が共同支配者に帰属することが契約上規定されている場合において、当社持分相当額の資産、負債、収益及び費用を取り込んでいる。

共同支配を前提とする企業については、資産負債に対する権利義務が共同支配者に帰属することが契約上規定されており、名目上の資本金額しか保有していないことや事業の終了と共に解散することが予め定められている等、実体として法人格を有しない組合と同一と見做せる場合において、当社持分相当額の資産、負債、収益及び費用を取り込んでいる。

(追加情報)

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第 24 号 2020 年 3 月 31 日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続を新たに開示している。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

(4) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

〔表示方法の変更に関する注記〕

(損益計算書)

前事業年度まで「営業外収益」の「その他」に含めて表示していた「受取保証料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記している。

なお、前事業年度の「受取保証料」は1,074百万円である。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載している。

〔会計上の見積りに関する注記〕

1. 収益の認識

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

完成工事高 130,998 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) の金額の算出方法は、連結注記表の「会計上の見積りに関する注記」に記載している。

2. 工事損失引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

工事損失引当金 5,408 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) の金額の算出方法は、連結注記表の「会計上の見積りに関する注記」に記載している。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物・構築物	2,029 百万円
土地	4,013 百万円
投資有価証券	37 百万円
計	6,080 百万円

② 担保に係る債務

長期借入金	10,000 百万円
-------	------------

(注) 上記の担保に供している資産の他、決算処理において相殺消去されているプロジェクト遂行を目的とする SPC の出資相当額 55,881 百万円を担保に供している。

2. 金融取引として会計処理した資産及び負債

建物・構築物	311 百万円
工具器具・備品	0 百万円
土地	381 百万円
1 年内返済予定の長期借入金	747 百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 10,750 百万円

4. 保証債務等

関係会社の工事に関するボンド等に対する保証	45,600 百万円
関係会社の電子記録債務に対する保証	946 百万円
計	46,546 百万円

5. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	23,556 百万円
長期金銭債権	1,572 百万円
短期金銭債務	30,025 百万円

6. ジョイントベンチャー持分資産は、請負工事に係るジョイントベンチャーの保有する現金預金等のうち、当社の持分相当額である。

〔 損 益 計 算 書 に 関 す る 注 記 〕

1. 工事進行基準による完成工事高	130,998 百万円
2. 関係会社との取引高	
売上高	15,420 百万円
仕入高	52,138 百万円
営業取引以外の取引高	7,888 百万円
3. 完成工事原価に含まれている工事損失引当金繰入額	12,004 百万円
4. 米国子会社及び東南アジア子会社において遂行中の工事で多額の損失を計上したこと等を受け計上していた引当金について、再度回収可能性等を見直した結果、関係会社事業損失引当金戻入額 13,228 百万円、関係会社貸倒引当金繰入額 9,353 百万円を計上している。	
5. 当社が保有する TIS 千代田システムズ㈱の株式を一部売却したことにより、関係会社株式売却益 257 百万円を計上している。	

〔 株主資本等変動計算書に関する注記 〕

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,357 千株
------	----------

〔 税 効 果 会 計 に 関 す る 注 記 〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	17,563 百万円
子会社・関連会社株式評価損	15,413 百万円
関係会社事業損失引当金	13,249 百万円
貸倒引当金	7,133 百万円
投資有価証券評価損	4,809 百万円
その他	18,072 百万円
繰延税金資産小計	76,241 百万円
評価性引当額	△ 75,642 百万円
繰延税金資産合計	598 百万円
繰延税金負債	
資産除去債務見合い固定資産	△ 250 百万円
ジョイントベンチャー持分損益	△ 202 百万円
その他	△ 147 百万円
繰延税金負債合計	△ 599 百万円
繰延税金資産純額	△ 0 百万円

〔 関連当事者との取引に関する注記 〕

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社	三菱商事(株)	直接 33.57%	債務被保証 及び担保の 提供等	当社借入に 対する債務 被保証及び 担保の提供 (注1)	10,000 百万円	—	—
その他 の関係 会社の 子会社	三菱商事フィナン シャルサービス(株)	—	資金貸借 取引等	資金の借入 (注2)	10,000 百万円	長期 借入金	10,000 百万円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社の三菱商事フィナンシャルサービス(株)からの借入金に対し、債務保証を受けている。また、当該債務保証に対して保証料を支払っており、当社が保有する建物・構築物、土地及び投資有価証券等を担保に供している。なお、取引金額は期末現在の担保資産に対応する債務残高である。

(注2) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	千代田工商(株)	直接 100.00%	工事の発注 役員の兼任	工事の発注 (注1)	23,559 百万円	工事 未払金	3,598 百万円
				資金の借入 (注2)	—	短期 借入金	6,781 百万円
子会社	千代田システムテ クノロジーズ(株)	直接 100.00%	工事の発注 役員の兼任	工事の発注 (注1)	14,001 百万円	工事 未払金	2,740 百万円
				資金の借入 (注2)	—	短期 借入金	4,224 百万円
子会社	千代田テクノエー ス(株)	直接 100.00%	工事の発注 役員の兼任	資金の借入 (注2)	—	短期 借入金	8,110 百万円
子会社	千代田インターナ ショナル・コーポ レーション	直接 100.00%	工事の受注 役員の兼任 債務の保証 出向 増資の引受	工事の受注 (注1)	14,026 百万円	完成工事 未収入金 (注4)	11,150 百万円
				債務保証 (注3)	33,436 百万円	—	—
				保証料の受入 れ(注3)	710 百万円	未収入金 (注5)	2,147 百万円
				出向対価の 回収	—	未収入金 (注5)	1,224 百万円
				増資の引受 (注6)	6,217 百万円	—	—
子会社	ビー・ティー・千 代田インターナシ ョナル・インドネ シア	直接 99.30% 間接 0.70%	債務の保証 出向 増資の引受	債務保証 (注3)	10,688 百万円	—	—
				出向対価の 回収	—	未収入金 (注5)	3,144 百万円
				増資の引受 (注6)	5,586 百万円	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 市場価格等を勘案し交渉の上、適正価格にて契約している。
- (注2) 資金の借入についてはCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）に係るものであり、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。
- (注3) 子会社及び子会社が参画するジョイントベンチャーの工事に関するボンド等に対し、当社が保証を行ったものである。なお、当該債務保証に対して保証料を受領している。
- (注4) 完成工事未収入金に対し、同額の貸倒引当金を計上している。また、当事業年度において4,408百万円の関係会社貸倒引当金繰入額を計上している。
- (注5) 未収入金に対し、それぞれ同額の貸倒引当金を計上している。また、当事業年度において3,293百万円の関係会社貸倒引当金繰入額を計上している。
- (注6) 当社が千代田インターナショナル・コーポレーション及びピー・ティー・千代田インターナショナル・インドネシアの行った増資を全額引き受けたものである。

〔 1 株 当 た り 情 報 に 関 す る 注 記 〕

1株当たり純資産額	△ 210 円 61 銭
1株当たり当期純利益	12 円 88 銭

〔 重 要 な 後 発 事 象 に 関 す る 注 記 〕

連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載している。